

「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン ～牛乳・乳製品製造業～」新旧対照表（令和８年１月改定）

改定後	改定前
食品製造業・小売業の適正取引推進 ガイドライン ～牛乳・乳製品製造業～ 平成３０年 ３月策定 平成３１年 ３月改定 令和 ４年 ３月改定 <u>令和 ８年 １月改定</u> 農林水産省 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン ～牛乳・乳製品製造業～ 目 次 第１章 適正取引推進ガイドラインの概要について １．適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的…………… １ ２．適正取引推進ガイドラインの内容…………… ３ 第２章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について 第１節 牛乳・乳製品製造業における新たな論点 １．過度な鮮度要求、欠品回避のための短納期発注…………… ７ ２．客寄せのための納品価格の不当な引下げ…………… ９ ３．物流費等のコスト増加を反映しない価格決定…………… １１	食品製造業・小売業の適正取引推進 ガイドライン ～牛乳・乳製品製造業～ 平成３０年 ３月策定 平成３１年 ３月改定 令和 ４年 ３月改定 農林水産省 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン ～牛乳・乳製品製造業～ 目 次 第１章 適正取引推進ガイドラインの概要について １．適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的…………… １ ２．適正取引推進ガイドラインの内容…………… ４ 第２章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について 第１節 牛乳・乳製品製造業における新たな論点 １．過度な鮮度要求、欠品回避のための短納期発注…………… ７ ２．客寄せのための納品価格の不当な引下げ…………… ９ ３．物流費等のコスト増加を反映しない価格決定…………… １１

4. P B商品をめぐる不利な取引条件の設定	13
第2節 豆腐・油揚げ製造業のガイドラインと同様の論点	
1. 前提が異なる場合の同一単価による発注	15
2. 包材（パック等）の費用負担	17
3. 合理的な根拠のない価格決定	19
4. 原材料価格や労務費の上昇時の取引価格改定	21
5. 物流センター使用料（センターフィー）等の負担	23
6. 協賛金（リベート）の負担	25
7. 店舗到着後の破損処理	27
8. 納品期限（3分の1ルール）	29
9. 短納期での発注（短いリードタイム）、発注のキャンセル	31
10. 日付逆転品、日付混合品の禁止	33
11. 受発注等に関するシステム使用料等の徴収	35
12. 物の購入強制	36
13. 従業員の派遣、役務の提供	37
14. その他留意すべき事項	38
(1) 支払方法の留意点	38
(2) 取適法の適用対象となる取引の該当性に係る留意点	39
(3) 不正競争防止法上の留意点	40
(4) 契約条件の明確化及び書面等の交付	40
(削る)	
(5) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善	40
(6) 自然災害等への対応に係る留意事項	41
(7) 事業承継に向けた取組	42

第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組

1. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必要	43
2. 受注側における適正取引推進ガイドラインの活用	43
3. 活用パターン	43

参考資料

(1) 取引かけこみ寺事業について	45
(2) 取適法上の委託事業者の義務・禁止行為	45
(3) 取適法運用基準について	48
(4) 「振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」について	48

4. P B商品をめぐる不利な取引条件の設定	12
第2節 豆腐・油揚げ製造業のガイドラインと同様の論点	
1. 前提が異なる場合の同一単価による発注	13
2. 包材（パック等）の費用負担	15
3. 合理的な根拠のない価格決定	17
4. 原材料価格や労務費の上昇時の取引価格改定	19
5. 物流センター使用料（センターフィー）等の負担	20
6. 協賛金（リベート）の負担	22
7. 店舗到着後の破損処理	24
(新設)	
8. 短納期での発注、発注のキャンセル	26
(新設)	
9. 受発注等に関するシステム使用料等の徴収	28
10. 物の購入強制	30
11. 従業員の派遣、役務の提供	31
12. その他留意すべき事項	32
(1) 支払方法の留意点	32
(2) 下請取引の該当性に係る留意点	32
(3) 不正競争防止法上の留意点	33
(4) 契約条件の明確化と書面交付	33
(5) 事業継続に向けた取組	34
(6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善	34
(7) 自然現象による災害等への対応に係る留意点	35
(新設)	

第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組

1. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必要	36
2. 受注側における適正取引推進ガイドラインの活用	36
3. 活用パターン	36

参考資料

(1) 下請かけこみ寺事業について	38
(2) 下請代金支払遅延等防止法上の親事業者の義務・禁止行為	38
(3) 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について	41
(4) 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の	

(5) 「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」	48
(6) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」	49
(7) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」ガイドブック	51
(8) 努力義務・判断基準ガイドブック（食料システム法関係）	51

第1章 適正取引推進ガイドラインの概要について

1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的

(1) 適正取引推進ガイドライン策定の背景等

農林水産省では、牛乳・乳製品製造業に着目し、納品先であるスーパーやドラッグストア等との取引に係る実態調査（以下「取引に係る実態調査」という。）を実施し、長年の取引慣行だからという理由で、合理的根拠のない価格決定や不利な取引条件の一方的な押付けなどの法令違反のおそれのある取引を繰り返している例が存在することが明らかとなった。

不適正な取引慣行は、製造業者の経営努力、創意工夫、技術力向上等の意欲を削ぎ、食品製造業の付加価値を生み出すインセンティブを低減させ、その結果、最終製品の高付加価値化や競争力にも悪影響を及ぼす。また、小売業者にとっても、不適正な取引の継続によって製造業者に負荷をかけ続けることは、中長期的に見ると安定的な取引ができなくなるなどの悪影響がある。

こうした取引慣行の背景には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）などの適正取引に関する法律に対する理解や対応が十分でないなど、法令に即した基本的な取引ルールが浸透していないことがあることから、平成29年に豆腐・油揚げ、平成30年に牛乳・乳製品、令和3年に食品全体について、それぞれ適正取引推進ガイドラインを策定してきた。

さらに、令和8年1月1日から、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」

改正、「下請代金の支払手段について」の見直し	41
(5) 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（概要及びベストプラクティス）	41
(6) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」	41
(7) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」ガイドブック	43
(新設)	

第1章 適正取引推進ガイドラインの概要について

1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的

(1) 適正取引推進ガイドライン策定の背景

① 中小企業の活性化のための下請適正取引等の推進の必要性

日本経済を持続的な成長軌道に乗せていくためには、下請などの中小企業の取引条件を改善していくことが重要との観点から、政府では、平成27年末から「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を設置し、大規模な実態調査やきめ細かい聞き取り調査を行ってきた。また、平成29年8月には、取引条件改善に加え、最低賃金引上げ、長時間労働の是正、生産性向上、人手不足等、中小企業・小規模事業者が抱える諸課題の実態を把握し、対応策を検討するため、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係府省等連絡会議」を立ち上げ、「下請代金支払遅延等防止法」（以下「下請法」という。）、運用基準の周知・広報や自主行動計画の実施状況に関するフォローアップ調査などの取組について議論を行ってきたところである。

これらを通じて明らかになった課題に基づき、平成30年12月28日付け経済産業省告示第258号により、下請中小企業振興法の振興基準が改正され、①大企業間取引分の支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払い化等）、②「働き方改革」への対応、③「事業承継」への対応、④「天災等」への対応等が求められているところである。

② 牛乳・乳製品製造業取引実態調査結果を踏まえた取引慣行是正の必要性 農林水産省では、平成29年3月末に、食品産業では初めて、豆腐・油揚げ製造

という。)による規制の範囲が拡大するほか、公正取引委員会による「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査」(以下単に「実態調査」という。)や中小企業庁の取引Gメンによる調査の結果において、食品製造業者・小売業者が適正取引を推進する上で参考となる法令上の考え方、事例等が公表されたところである。

加えて、食品等の持続的な供給を実現するため、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。)が、令和8年4月1日から全面施行され、飲食料品等事業者等が他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件に関する協議の申出があった場合には誠実に協議に応ずること及び商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合には必要な検討・協力を行うことが努力義務として措置されており、食品製造業者・小売業者間における適正取引の推進がますます重要となっている。

このため、関係法令の改正等を踏まえた本ガイドラインの改定を行う(令和8年1月改定)。

業を対象に、下請適正取引等の推進のためのガイドラインを策定し、公表した。

ガイドライン策定後、製造業者から、「例年、需要の高まる夏場に特売の要請があったが、今年はなかった。」「ガイドラインを基に交渉したところ、価格改定が認められた。」といった声があり、着実に改善の動きは見られるものの、「今のところ特段の変化はない。」「小売業者の担当者が変わるたびに始めからやり直し。」との声もあり、さらなる取組が必要となっていることから、農林水産省をはじめ、関係省庁が連携してガイドラインの周知・広報を実施しているところである。

また、「農業競争力強化プログラム」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、「量販店等の不公正取引(優越的地位の濫用による買いたたきや不当廉売等)について、徹底した監視を行う」こととされた牛乳・乳製品については、豆腐・油揚げと同様に、加工食品の中でも、いわゆる日配品で日持ちがせず、店頭での特売の対象となりやすいという特徴を踏まえ、納品先であるスーパーやドラッグストア等との取引について実態調査を行ったところ(アンケート回答企業数52社、ヒアリング実施企業数27社)、牛乳・乳製品製造業者と小売業者との間における取引慣行の実態が明らかになった。この中には、必ずしも各種法令に即した取引ルールにより取引を行っているわけではなく、長年の取引慣行だからという理由で、法令違反のおそれのある取引を繰り返している例も存在する。特に、豆腐・油揚げ製造業で見られた事例に加え、牛乳・乳製品という商品の特性を反映した新たな事例が見られた。

こうした取引慣行は、製造業者の経営努力、創意工夫、技術力向上等の意欲を削ぎ、食品製造業の付加価値を生み出すインセンティブを低減させ、その結果、最終製品の高付加価値化や競争力にも悪影響を及ぼす懸念がある。また、小売業者としても、不適正な取引の継続によって製造業者に負荷をかけ続けることは、中長期的に見ると安定的な取引など多方面に悪影響を及ぼす懸念がある。

こうした牛乳・乳製品製造業に関する望ましくない取引慣行の背景には、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下「独占禁止法」という。)及び下請法に対する理解や対応が十分でないなど、法令に即した基本的な取引ルールが浸透していないことにも原因がある。

このため、独占禁止法及び下請法の法令遵守を徹底し、健全な取引慣行に是正し、牛乳・乳製品製造業における中小企業の能力を十分に引き出していくとともに、合理的根拠のない価格決定や不利な取引条件の一方的な押付けなど

の取引慣行を改善するための取組を、小売業者及び牛乳・乳製品製造業者双方に浸透させていく必要がある。

今回のガイドライン策定に当たっては、小売業では、法令遵守の下、企業努力により顧客ニーズに沿った商品提供の実現を目指す企業が大半を占める中で、一部の企業が不適正な取引を行っているとの実状を踏まえ、全国スーパーマーケット協会、日本スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本ボランタリーチェーン協会（団体名：五十音順）等の業界団体の御協力の下、牛乳・乳製品製造業における特徴的な問題や望ましい取引実例（ベストプラクティス）を整理したところである。

なお、小売業界では、本ガイドラインの策定を受け、今回初めて、関係業界への適正取引の浸透等を目的とした「自主行動計画」を策定しており、本ガイドラインに加えて、自主行動計画に基づき、小売業者が主体的に法令を遵守し、適正取引を行っていくことで、食品製造業と小売業の取引環境が改善していくことが期待される。

（２）適正取引推進ガイドライン策定の目的

牛乳・乳製品製造業を対象とした食品製造業と小売業との適正取引の推進を目指し、以下を目的に、**適正取引推進ガイドライン**を策定する。

① 本ガイドラインは、牛乳・乳製品製造業者と小売業者との「取引」におけるコンプライアンス強化を目的とする。**ヒアリング等実態調査の結果、以前に比べて問題事例は減ったとの声がある一方、各事業者においては、下請法、独占禁止法あるいは同法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（平成17年公正取引委員会告示第11号。以下「大規模小売業告示」という。）に関する理解がない、または理解が十分でない、あるいは理解していたとしても対応が十分ではないといった理由から、法令に沿った取引が行われず、取引慣行も変わらないという事例が見受けられる。**そこで、本ガイドラインは、牛乳・乳製品製造業者、小売業者双方の経営者、役員、調達担当、経理担当等に、特徴的な問題事例を提示し、できるだけわかりやすい形で法令の考え方を示すことにより、取引上の法令違反を未然防止することを目的とする。

② 本ガイドラインは、牛乳・乳製品製造業における経営努力が報われ、健全な取引環境の整備の一助とすることを目的とする。品質が反映されない値決めがされるなど、事業者の意欲を削ぐような取引慣行が存在するため、そうした

（２）適正取引推進ガイドライン策定の目的

牛乳・乳製品製造業を対象とした食品製造業と小売業との適正取引の推進を目指し、以下を目的に、**本ガイドライン**を策定する。

① 本ガイドラインは、牛乳・乳製品製造業者と小売業者との「取引」におけるコンプライアンス強化を目的とする。**牛乳・乳製品製造業者**、小売業者双方の経営者、役員、調達担当、経理担当等に、特徴的な問題事例を提示し、できるだけわかりやすい形で法令の考え方を示すことにより、取引上の法令違反を未然防止することを目的とする。

なお、食料システム法に関する具体的な事例等については、別途農林水産省が作成した「**努力義務・判断基準ガイドブック**」を参照されたい。

② 本ガイドラインは、牛乳・乳製品製造業における経営努力が報われ、健全な取引環境の整備の一助とすることを目的とする。品質が反映されない値決めがされるなど、事業者の意欲を削ぐような取引慣行が存在するため、そうした

取引慣行を是正し、生産性の向上、品質の一層の向上につなげていくことを目的とする。

- ③ 本ガイドラインは、事業者間の競争を制限し、いたずらに中小企業を保護するものではない。牛乳・乳製品製造業者の経営努力、創意工夫、技術力向上等の意欲を削ぐような取引慣行が改善されるとともに、顧客ニーズに沿った商品を提供する小売業者の経営努力の意欲を削ぐことがないよう、必要に応じてガイドラインの改訂も行いつつ、双方が公正な競争環境において、円滑な取引が行われることを目的とする。

2. 適正取引推進ガイドラインの内容

(1) 本ガイドラインが対象とする法令

本ガイドラインが牛乳・乳製品製造業者と小売業者の取引に適用を想定する法律は、主として独占禁止法及び取適法である。取適法は、独占禁止法の補完法であり、取適法の対象とならない取引であっても、独占禁止法の問題となる可能性がある。

① 独占禁止法（優越的地位の濫用）について

取適法が取引の内容及び資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）又は常時使用する従業員の数（以下「従業員数」という。）により区分される委託事業者・中小受託事業者間の取引にのみ適用されるのに対し、独占禁止法は、事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁じている。

優越的地位とは、自己にとって、当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であるとされている。

また、その判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他当該取引先と取引することの必要性を示す具体的事実が総合的に考慮されることとされている。

優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることをいう（独占禁止法第2条第9項第5号）。

取引慣行を是正し、生産性の向上、品質の一層の向上につなげていくことを目的とする。

- ③ 本ガイドラインは、事業者間の競争を制限し、いたずらに中小企業を保護するものではない。牛乳・乳製品製造業者の経営努力、創意工夫、技術力向上等の意欲を削ぐような取引慣行が改善されるとともに、顧客ニーズに沿った商品を提供する小売業者の経営努力の意欲を削ぐことがないよう、必要に応じてガイドラインの改訂も行いつつ、双方が公正な競争環境において、円滑な取引が行われることを目的とする。

2. 適正取引推進ガイドラインの内容

(1) 本ガイドラインが対象とする法令

本ガイドラインが牛乳・乳製品製造業者と小売業者の取引に適用を想定する法律は、主として独占禁止法及び下請法を対象としている。下請法は、独占禁止法の補完法であり、下請法の対象とならない取引であっても、独占禁止法の問題となる可能性がある。

① 独占禁止法（優越的地位の濫用）について

下請法が取引の内容及び資本金・出資金により区分される親事業者（委託事業者）・下請事業者（受託事業者）間の取引にのみ適用されるのに対し、独占禁止法は、事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁じている。

優越的地位とは、自己にとって、当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であるとされている。

また、その判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他当該取引先と取引することの必要性を示す具体的事実が総合的に考慮されることとされている。

優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることをいう（独占禁止法第2条第9項第5号）。

特に、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為について

特に、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為については、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（平成17年5月13日公正取引委員会告示第11号。以下「大規模小売業告示」という。）において、大規模小売業者がいわゆるバイイングパワーを利用して、不当な協賛金の負担要請や不当な返品など事前の契約とは関係ない、あるいは、あらかじめ合意された取引条件を事後的に変更するような取引を行わせるような禁止行為について、具体的に定められている（参考資料（6）参照）。

② 取適法について

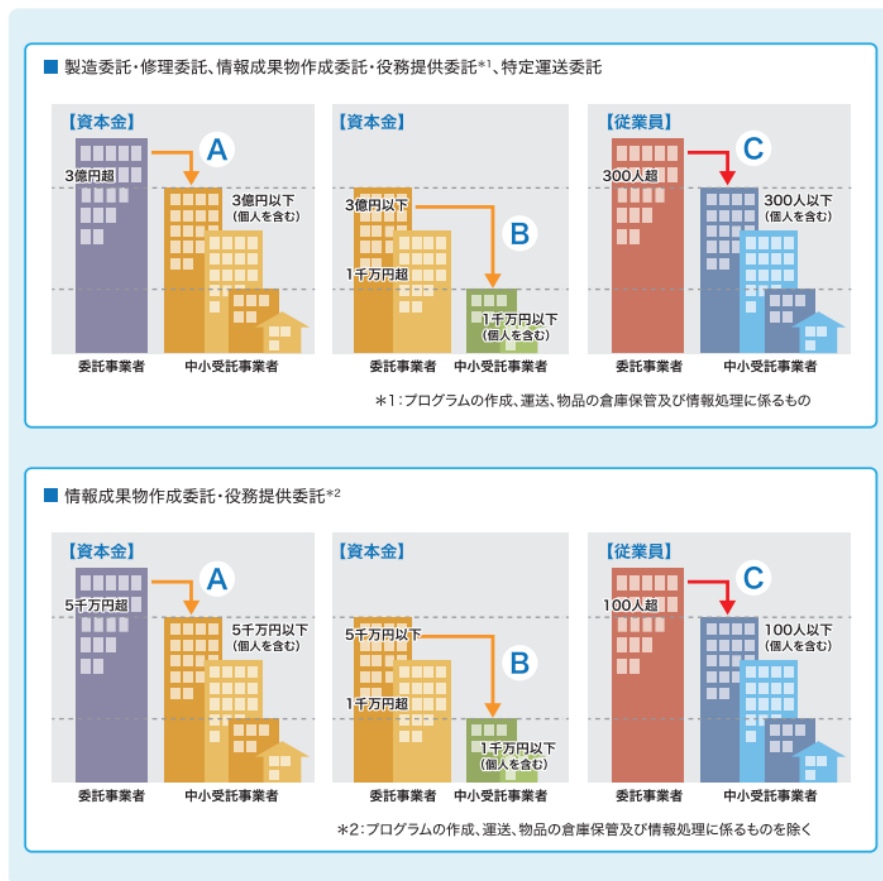
取適法では、対象取引を委託事業者及び中小受託事業者の資本金等の額又は従業員数と取引の内容によって決めており、一定の資本金等の額又は従業員数の組合せにより、委託事業者が中小受託事業者に対して製造委託等をするケースを規制対象としている（具体的な禁止事項については、参考資料（2）参照）。

は、大規模小売業告示において、大規模小売業者がいわゆるバイイングパワーを利用して、不当な協賛金の負担要請や不当な返品など事前の契約とは関係ない、あるいは、あらかじめ合意された取引条件を事後的に変更するような取引を行わせるような禁止行為について、具体的に定められている（参考資料（6）参照）。

② 下請法について

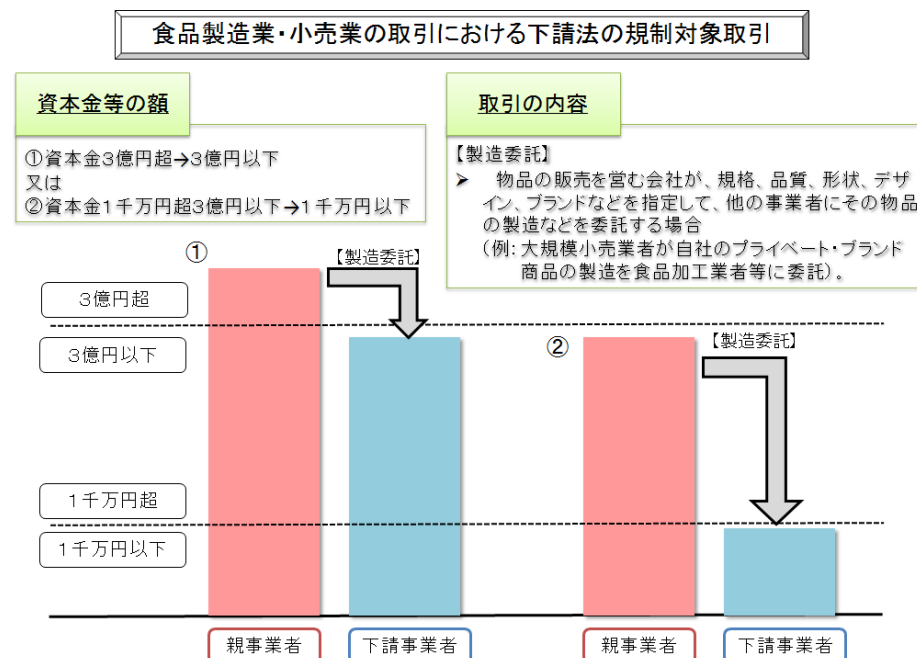
下請法では、対象取引を親事業者及び下請事業者の資本金の額又は出資の総額（以下「資本金等の額」という。）と取引の内容によって決めており、一定の資本金等の額の組合せにより、親事業者が下請事業者に対して製造委託等をするケースを規制対象としている（具体的な禁止事項については、参考資料（2）参照）。

図1 取適法の規制対象（資本金等の額又は従業員数の組合せ、取引の内容）



※ なお、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号。以下「取適法運用基準」という。）では、製造委託の類型の中で、「大規模小売業者（百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業者等）が、自社のプライベート・ブランド商品（PB商品）の製造を食品加工業者等に委託すること」が例として挙げられている。

図1 下請法の規制対象（資本金等の額の組合せ、取引の内容）



※ なお、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）では、製造委託の類型の中で、「大規模小売業者（百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業者等）が、自社のプライベート・ブランド商品（PB商品）の製造を食品加工業者等に委託すること」が例として挙げられている。

これはあくまで一例であり、例えば、いわゆる留型商品として、取引先の求めにより、規格品のパッケージや内容量などを変更するなど、その一部でも自社向けの加工等をさせる場合には、製造委託に該当し、取適法の適用対象となることに留意が必要である。

③ 食料システム法における飲食料品等の取引の適正化に関する措置

食料システム法では、飲食料品等事業者等に対し、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買、製造委託等を含む取引全般において、以下の措置を講ずるよう、努力義務が課されている。

(食料システム法の努力義務)

ア 取引の相手方から、飲食料品等の持続的な供給に要する費用などの持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。

イ 取引の相手方から、商慣習の見直し等の飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。

加えて、努力義務に関する飲食料品等事業者等の行動規範(判断基準)が定められており、また、努力義務及び判断基準に関する具体的な事例等をわかりやすく整理した「努力義務・判断基準ガイドブック」が作成されている。

(新設)

(2) 適正取引推進ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、下記のとおりである。

第1章は、本ガイドライン策定の背景、目的及び本ガイドラインの概要を整理している。

第2章は、取引に係る実態調査により把握した事例及び公正取引委員会や中小企業庁による調査により把握された事例のうち、独占禁止法又は取適法において問題となり得る事例を示している。また、これらの事例は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月30日公正取引委員会)、『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法』の運用基準」(平成17年公正取引委員会事務総長通達第9号)、「取適法運用基準」等に鑑みて、独占禁止法及び取適法において留意すべき点を整理している。さらに、本ガイドラインでは、牛乳・乳製品製造業で見られた新たな論点と、既存のガイドラインと同様の論点とに分けて整理している。

第3章は、適正取引の推進に向けた本ガイドラインの活用、取引かけこみ寺、

(2) 適正取引推進ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、下記のとおりである。

第1章は、本ガイドライン策定の背景、目的及び本ガイドラインの概要を整理している。

第2章は、アンケート調査又はヒアリング調査に基づいて把握した事例のうち、独占禁止法又は下請法において問題となり得る事例を示している。また、この事例は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月30日公正取引委員会)、『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法』の運用基準」(平成17年公正取引委員会事務総長通達第9号)、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」等に鑑みて、独占禁止法及び下請法において留意すべき点を整理している。さらに、本ガイドラインでは、牛乳・乳製品製造業で見られた新たな論点と、既存のガイドラインと同様の論点とに分けて整理している。

第3章は、適正取引の推進に向けた本ガイドラインの活用、下請かけこみ寺の

農林水産省の「食品等の適正取引に関する情報受付窓口」の活用等について整理している。

なお、本ガイドラインで取り上げる問題となり得る事例、望ましい取引事例は例示であり、取引には様々な背景により問題事象が生じている。よって、違法性があるか否かについては、実際の個別の取引実態に即した十分な情報を踏まえ、法的に判断する必要がある。

第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

第1節 牛乳・乳製品製造業における新たな論点

1. 過度な鮮度要求、欠品回避のための短納期発注

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者は、消費期限の長い商品を販売しようとするため、納品期限が短い当日発注・当日納品の要求を行いながら、それに伴うコスト増加分を支払わずに、記録を残さずに又は納期直前に発注を行うことが常態化。製造業者は、見込み生産で対応せざるを得ないため、頻繁に余剰が発生し、廃棄処分を余儀なくされている。
- 1日の納品回数は決まっているが、商品が不足した場合、小売業者から注文書面の交付なしで一方的に急な追加納品を指示される。

(2) 関連法規の留意点

取適法の適用対象となるPB商品の取引を行う場合、委託事業者は、受託事業者への発注に際して、製造委託等代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の発注内容等を書面又は電子メール等の電磁的方法により直ちに明示しなければ、取適法第4条の「発注内容等を明示する義務」に違反する。当初は発注内容等の明示がなく口約束で生産を行い、納期直前になって初めて発注内容等の明示があった場合であっても、同条項に違反する。

(3) 望ましい取引慣行

活用等について整理している。

なお、本ガイドラインで取り上げる問題となり得る事例、望ましい取引事例は例示であり、取引には様々な背景により問題事象が生じている。よって、違法性があるか否かについては、実際の個別の取引実態に即した十分な情報を踏まえ、法的に判断する必要がある。

第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

第1節 牛乳・乳製品製造業における新たな論点

1. 過度な鮮度要求、欠品回避のための短納期発注

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者は、消費期限の長い商品を販売しようとするため、納品期限が短い当日発注・当日納品の要求を行いながら、それに伴うコスト増加分を支払わずに、記録を残さずに又は納期直前に発注を行うことが常態化。製造業者は、見込み生産で対応せざるを得ないため、頻繁に余剰が発生し、廃棄処分を余儀なくされている。
- 1日の納品回数は決まっているが、商品が不足した場合、小売業者から注文書面の交付なしで一方的に急な追加納品を指示される。

(2) 関連法規の留意点

下請法の適用対象となるPB商品の取引を行う場合、委託事業者は、受託事業者への発注に際して、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的な記載事項をすべて記載した3条書面を直ちに交付しなければ、下請法第3条の「書面の交付義務」に違反する。当初は書面なしで口約束で生産を行い、納期直前になって初めて書面が送られてきた場合であっても、同条項に違反する。

(3) 望ましい取引慣行

発注数量に合わせた生産が行われ、見込生産やそれによる余剰生産物の廃棄を余儀なくされないことがないよう、両者合意の下、小売業者は十分なリードタイムを確保した上で発注内容等を明示することが望ましい。

また、企業努力で賞味期限が延び、賞味期限が10日以上残っているにもかかわらず納入拒否など、納入期限の延長が認められていないことがあるが、製品の品質等の条件を加味しながら、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、過度な鮮度要求を行わないように納品期限を設定することが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

- 一般的には数日前に数量を確定して発注してもらうとともに、直前の発注を行う場合はコスト増加分を支払ってもらうこととし、いずれの場合も記録を残して発注してもらうことを小売業者に要請し、合意した。
- 毎週一括で発注するよう小売業者に協力を要請したことにより、当日発注の頻度が減少した。
- 最新鋭の製造技術の導入により、賞味期限が延びたことから、リードタイムを伸ばすよう小売業者と調整がついたことで、廃棄することがなくなった。

2. 客寄せのための納品価格の不当な引下げ

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者が、製造業者が納品した商品を当該製造業者の納品価格を下回る価格で販売。別の小売業者から、これを引き合いに、同種の商品の納品価格を引き下げるよう一方的に要求され、断ることができない。
- 小売業者から、新規開店等のセール時に納品価格を一律で半額に引き下げるよう一方的に要求され、応じざるを得ない。

(2) 関連法規の留意点

委託事業者が、発注した製造委託の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることがある。取適法の適用対象となる取引を行う場合には、一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価で製造委

発注数量に合わせた生産が行われ、見込生産やそれによる余剰生産物の廃棄を余儀なくされないことがないよう、両者合意の下、小売業者は十分なリードタイムを確保した上で発注書面を交付することが望ましい。

また、企業努力で賞味期限が延び、賞味期限が10日以上残っているにもかかわらず納入拒否など、納入期限の延長が認められていないことがあるが、製品の品質等の条件を加味しながら、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、過度な鮮度要求を行わないように納品期限を設定することが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

- 一般的には数日前に数量を確定して発注してもらうとともに、直前の発注を行う場合はコスト増加分を支払ってもらうこととし、いずれの場合も記録を残して発注してもらうことを小売業者に要請し、合意した。
- 毎週一括で発注するよう小売業者に協力を要請したことにより、当日発注の頻度が減少した。
- 最新鋭の製造技術の導入により、賞味期限が延びたことから、リードタイムを伸ばすよう小売業者と調整がついたことで、廃棄することがなくなった。

2. 客寄せのための納品価格の不当な引下げ

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者が、製造業者が納品した商品を当該製造業者の納品価格を下回る価格で販売。別の小売業者から、これを引き合いに、同種の商品の納品価格を引き下げるよう一方的に要求され、断ることができない。
- 小売業者から、新規開店等のセール時に納品価格を一律で半額に引き下げるよう一方的に要求され、応じざるを得ない。

(2) 関連法規の留意点

委託事業者が、発注した製造委託の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることがある。下請法の適用対象となる取引を行う場合には、一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価で下請代

託等代金の額を定めることは、**取適法第5条第1項第5号**の「買ったたき」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

なお、正当な理由がないのに、商品の供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合、独占禁止法第2条第9項第3号の「不当廉売」に該当するほか、不当に商品を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合は、不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項の「不当廉売」に該当することから、十分に留意する必要がある。

（3）望ましい取引慣行

製品の単価・委託代金について、品質や原価、物流費等の条件を加味しながら、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、委託の場合にはあらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。

（4）望ましい取引実例

- 小売業者に対して、恒常的な納価割れ販売は問題であることを説明し、改善された。
- 小売業者から、他の小売業者による納価割れ販売を引き合いに取引価格を引き下げるよう一方的に要求されたが、納価割れ販売の実態を説明し、取引価格を維持することで合意した。
- セール時の納品価格の引下げに際しては、販売促進費で補填可能な範囲を算出し、値引きに応じられる金額を明確化することで、小売業者と価格交渉を行い、合意している。

3. 物流費等のコスト増加を反映しない価格決定

（1）問題となり得る事例

--

金の額を定めることは、**下請法第4条第1項第5号**の「買ったたき」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

なお、正当な理由がないのに、商品の供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合、独占禁止法第2条第9項第3号の「不当廉売」に該当するほか、不当に商品を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合は、不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項の「不当廉売」に該当することから、十分に留意する必要がある。

（3）望ましい取引慣行

製品の単価・委託代金について、品質や原価、物流費等の条件を加味しながら、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、委託の場合にはあらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。

（4）望ましい取引実例

- 小売業者に対して、恒常的な納価割れ販売は問題であることを説明し、改善された。
- 小売業者から、他の小売業者による納価割れ販売を引き合いに取引価格を引き下げるよう一方的に要求されたが、納価割れ販売の実態を説明し、取引価格を維持することで合意した。
- セール時の納品価格の引下げに際しては、販売促進費で補填可能な範囲を算出し、値引きに応じられる金額を明確化することで、小売業者と価格交渉を行い、合意している。

3. 物流費等のコスト増加を反映しない価格決定

（1）問題となり得る事例

--

○ 人件費、物流費等の上昇に伴うコストの大幅な増加について、毎年の乳価改定時以外は価格転嫁を認めてもらえず、一方的に納品価格を据え置かれた。

(2) 関連法規の留意点

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、**取適法第5条第1項第5号**の「買いたたき」に該当するおそれがある。また、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で受託事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことも、**取適法第5条第1項第5号**の「買いたたき」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買いたたき」(告示第4項)に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

原材料価格、労務費、**物流費**等の値上がりに伴うコスト増に対応するため、経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、委託の場合にはあらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。

また、合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が一時的で対応可能なものであるかについて検討を行った上で、適切な転嫁がなされるよう製造業者と小売業者が十分に協議を行うことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

○ 物流費等の増加に際し、乳価改定時に限らず、取引価格について継続的に交渉を行うことで、改定につながった。

4. PB商品をめぐる不利な取引条件の設定

○ 人件費、物流費等の上昇に伴うコストの大幅な増加について、毎年の乳価改定時以外は価格転嫁を認めてもらえず、一方的に納品価格を据え置かれた。

(2) 関連法規の留意点

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、**下請法第4条第1項第5号**の「買いたたき」に該当するおそれがある。また、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で受託事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことも、**下請法第4条第1項第5号**の「買いたたき」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買いたたき」(告示第4項)に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

原材料価格、労務費等の値上がりに伴うコスト増に対応するため、経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、委託の場合にはあらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。

また、合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が一時的で対応可能なものであるかについて検討を行った上で、適切な転嫁がなされるよう製造業者と小売業者が十分に協議を行うことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

○ 物流費等の増加に際し、乳価改定時に限らず、取引価格について継続的に交渉を行うことで、改定につながった。

4. PB商品をめぐる不利な取引条件の設定

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者から、NB商品の取引の中止、取引数量の減少をちらつかされ、著しく低い納品価格でPB商品の製造委託を一方的に要求された。
- PB商品の製造にあたり、NB商品と同水準の原材料の使用を求められるにもかかわらず、小売業者から著しく低い取引価格を一方的に設定された。
- いわゆる留型商品として、取引先の求めにより、規格品のパッケージや内容量などを変更しているにもかかわらず、NB商品と認識され、契約書はなく、口頭で発注されており、支払条件や返品等の条件が明確に定められていない。

(2) 関連法規の留意点

取適法の適用対象となるPB商品の取引を行う場合には、一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価で製造委託等代金の額を定めることは、取適法第5条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」(告示第4項)に該当するおそれがあり、取適法の適用対象となる取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

内容物がNB商品と同一規格であっても、パッケージや内容量など、一部でも自社向けの加工等をさせる場合には、取適法の適用対象となる取引に該当するため、委託事業者は、受託事業者への発注に際して、製造委託等代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の発注内容等を書面又は電子メール等の電磁的方法により直ちに明示しなければ、取適法第4条の「発注内容等を明示する義務」違反となる。

(3) 望ましい取引慣行

製品の単価・委託代金について、品質や原価、物流費等の条件を加味しながら、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、委託の場合にはあらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者から、NB商品の取引の中止、取引数量の減少をちらつかされ、著しく低い納品価格でPB商品の製造委託を一方的に要求された。
- PB商品の製造にあたり、NB商品と同水準の原材料の使用を求められるにもかかわらず、小売業者から著しく低い取引価格を一方的に設定された。
(新設)

(2) 関連法規の留意点

下請法の適用対象となるPB商品の取引を行う場合には、一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価で下請代金の額を定めることは、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」(告示第4項)に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

製品の単価・委託代金について、品質や原価、物流費等の条件を加味しながら、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、委託の場合にはあらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。

NB商品・PB商品・留型商品に関わらず、口頭ベースでのやりとりではなく、取引条件等は発注書や契約書といった書面等により定めることが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

- 小売業者とPB商品の価格交渉を行い、納得できる価格で合意した。
- NB商品の取扱いを維持、増加してもらうことを小売業者と合意できる場合に、PB商品の製造委託に応じている。
- 標準品等の商品に小売業者名入りのラベルに加工する業務を受託した際に、支払条件等について、NB商品と明確に切り分け、口頭ではなく電子メール等により取引条件等を定めた。

第2節 豆腐・油揚げ製造業のガイドラインと同様の論点

1. 前提が異なる場合の同一単価による発注

(1) 問題となり得る事例

- 製造業者は、当初、大ロットでの出荷を前提とした割安な単価での見積りを出したが、実際の発注の段階になると、小売業者が当初の予定数量から発注数量を半減させたにもかかわらず、大量発注を前提とした割安な単価を一方的に決めた。

(2) 関連法規の留意点

委託事業者は、一定以上の数量を生産させることを前提に、受託事業者に製品単価の見積りをさせながら、実際の発注の際には、見積時の数量よりも少ない数量であるにもかかわらず、一方的に見積時の（割安な）単価で発注を行うことがある。

取適法の適用対象となる取引を行う場合には、このように委託事業者が大量生産を前提とした見積時の予定単価に基づき、一方的に実際には見積時よりも少ない数量の場合の単価として製造委託等代金の額を定めることは、取適法第5条第1項第5号の「買ったとき」に該当するおそれがあるほか、大量

(4) 望ましい取引事例

- 小売業者とPB商品の価格交渉を行い、納得できる価格で合意した。
 - NB商品の取扱いを維持、増加してもらうことを小売業者と合意できる場合に、PB商品の製造委託に応じている。
- (新設)

第2節 豆腐・油揚げ製造業のガイドラインと同様の論点

1. 前提が異なる場合の同一単価による発注

(1) 問題となり得る事例

- 製造業者は、当初、大ロットでの出荷を前提とした割安な単価での見積りを出したが、実際の発注の段階になると、小売業者が当初の予定数量から発注数量を半減させたにもかかわらず、大量発注を前提とした割安な単価を一方的に決めた。

(2) 関連法規の留意点

委託事業者は、一定以上の数量を生産させることを前提に、受託事業者に製品単価の見積りをさせながら、実際の発注の際には、見積時の数量よりも少ない数量であるにもかかわらず、一方的に見積時の（割安な）単価で発注を行うことがある。

下請法の適用対象となる取引を行う場合には、このように委託事業者が大量生産を前提とした見積時の予定単価に基づき、一方的に実際には見積時よりも少ない数量の場合の単価として下請代金の額を定めることは、下請法第4条第1項第5号の「買ったとき」に該当するおそれがある。

発注を前提とした割安な単価について、その引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなどして、一方的に製造委託等代金の額を決定することは取適法第5条第2項第4号の「協議に応じない一方的な代金決定」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等（取引の対価の一方的決定）」に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

以上のように、実際の発注時の単価については、合理的な原価計算等に基づき、受託事業者と委託事業者が十分に協議の上、単価等を決定する必要がある。

(3) 望ましい取引慣行

納品数量と製造等のコストは連動しているため、一般的には、発注数量が一定程度変動すれば、発注時の単価を見直す必要がある場合もある。見積時における数量が発注時に減少するなど、単価が変動する状況が発生した場合には、製造業者と小売業者が十分に協議を行う必要があり、製造等のコストを反映した合理的な単価を再び設定し直すことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

【単価を数量別に設定した例】

- 価格設定の段階で、発注ごとの出荷数量の単位別の単価をあらかじめ取り決めている。

2. 包材（パック等）の費用負担

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者から製造委託を受けてパックを調達したにもかかわらず、販売不振により使わなくなったパックの代金を小売業者に負担してもらえなかった。
- 小売業者の要請でパックのデザインを変更したにもかかわらず、かかった経費を負担してもらえなかった。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等（取引の対価の一方的決定）」に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

以上のように、実際の発注時の単価については、合理的な原価計算等に基づき、受託事業者と委託事業者が十分に協議の上、単価等を決定する必要がある。

(3) 望ましい取引慣行

納品数量と製造等のコストは連動しているため、一般的には、発注数量が一定程度変動すれば、発注時の単価を見直す必要がある場合もある。見積時における数量が発注時に減少するなど、単価が変動する状況が発生した場合には、製造業者と小売業者が十分に協議を行う必要があり、製造等のコストを反映した合理的な単価を再び設定し直すことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

【単価を数量別に設定した例】

- 価格設定の段階で、発注ごとの出荷数量の単位別の単価をあらかじめ取り決めている。

2. 包材（パック等）の費用負担

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者から製造委託を受けてパックを調達したにもかかわらず、販売不振により使わなくなったパックの代金を小売業者に負担してもらえなかった。
- 小売業者の要請でパックのデザインを変更したにもかかわらず、かかった経費を負担してもらえなかった。

(2) 関連法規の留意点

委託事業者が受託事業者に対して製造を委託し、これを受けて受託事業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、製品の売行きが悪いという理由で、受託事業者が要した費用を支払うことなく、発注した製品の一部の発注を取り消すことがある。

取適法の適用対象となる取引を行う場合には、委託事業者が受託事業者に対して、受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、受託事業者が要した費用を負担することなく発注を取り消すことは、**取適法第5条第2項第3号**の「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に該当するおそれがあるので留意が必要である。

さらに、受託事業者の**責めに帰すべき理由**がないのに、発注した物品等の受領を拒否したり、発注の取消、納期の延期等で納品物を**受け取らなかったりした場合は、取適法第5条第1項第1号**の「受領拒否」に違反するおそれがある。大規模小売業者が、**P B 商品**など特別な規格等を指定した上で、納入業者に商品を納入させることを契約した後において、当該商品の受領を拒むことは、**大規模小売業告示における「特別注文品の受領拒否」**（告示第5項）に違反するおそれがある。

(3) 望ましい取引慣行

小売業者が、使用予定の包材（パック等）の一括調達を含む発注を行っていたのであれば、当該包材の費用は、製造業者が印刷業者等へ発注又は購入を行った時点で速やかに製造業者へ一括して支払われることが望ましい。

また、パックの一括調達が契約上明記されていない場合でも、製造業者が、小売業者の販売計画を踏まえ、必要なパックを調達し、製造中止等により残パックが発生した場合は、小売業者が費用負担することが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【あらかじめ契約書に明記の上、買い取ってもらった例】

- 残ったパックは小売業者に買い取ってもらうよう、あらかじめ契約で取り決めている。

【販売途中でデザインが変更となり、発生した残パックを買い取ってもらった例】

- 取引先の小売業者が同業他社と合併したことにより、パックのデザイン

(2) 関連法規の留意点

委託事業者が受託事業者に対して製造を委託し、これを受けて受託事業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、製品の売行きが悪いという理由で、受託事業者が要した費用を支払うことなく、発注した製品の一部の発注を取り消すことがある。

下請法の適用対象となる取引を行う場合には、委託事業者が受託事業者に対して、受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、受託事業者が要した費用を負担することなく発注を取り消すことは、**下請法第4条第2項第4号**の「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に該当するおそれがあるので留意が必要である。

さらに、受託事業者**に責任**がないのに、発注した物品等の受領を拒否したり、発注の取消、納期の延期等で納品物を**受け取らない場合は、下請法第4条第1項第1号**の「受領拒否」に違反するおそれがある。大規模小売業者が、**プライベート・ブランド商品**など特別な規格等を指定した上で、納入業者に商品を納入させることを契約した後において、当該商品の受領を拒むことは、「特別注文品の受領拒否」（告示第5項）に違反するおそれがある。

(3) 望ましい取引慣行

小売業者が、使用予定の包材（パック等）の一括調達を含む発注を行っていたのであれば、当該包材の費用は、製造業者が印刷業者等へ発注又は購入を行った時点で速やかに製造業者へ一括して支払われることが望ましい。

また、パックの一括調達が契約上明記されていない場合でも、製造業者が、小売業者の販売計画を踏まえ、必要なパックを調達し、製造中止等により残パックが発生した場合は、小売業者が費用負担することが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【あらかじめ契約書に明記の上、買い取ってもらった例】

- 残ったパックは小売業者に買い取ってもらうよう、あらかじめ契約で取り決めている。

【販売途中でデザインが変更となり、発生した残パックを買い取ってもらった例】

- 取引先の小売業者が同業他社と合併したことにより、パックのデザイン

が変更され、残パックが発生したが、小売業者と協議の上、残パックの費用を小売業者に負担してもらった。

が変更され、残パックが発生したが、小売業者と協議の上、残パックの費用を小売業者に負担してもらった。

3. 合理的な根拠のない価格決定

3. 合理的な根拠のない価格決定

(1) 問題となり得る事例

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者側の特売期間に対応した通常より大幅に低い価格について、特売期間終了後も小売業者側から継続を求められ、一方的にその価格を押しつけられた。
- 小売業者が、協賛金を徴収したという名目で、事前の相談なく、伝票上で納品価格を勝手に引き下げる操作を行った。
- 製造トラブルによる欠品が発生した際に、小売業者からペナルティとして過大な損失補償を求められた。
- 欠品した理由が、当社では責任の取りようのない天災等の不可抗力による場合でも、欠品ペナルティが課されることがある。

- 小売業者側の特売期間に対応した通常より大幅に低い価格について、特売期間終了後も小売業者側から継続を求められ、一方的にその価格を押しつけられた。
 - 小売業者が、協賛金を徴収したという名目で、事前の相談なく、伝票上で納品価格を勝手に引き下げる操作を行った。
 - 製造トラブルによる欠品が発生した際に、小売業者からペナルティとして過大な損失補償を求められた。
- (新設)

(2) 関連法規の留意点

委託事業者が、発注した製造委託の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることがある。取適法の適用対象となる取引を行う場合には、一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価で製造委託等代金の額を定めることは、取適法第5条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」(告示第4項)に該当するおそれがあり、取適法の適用対象となる取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

発注後に協賛金の徴収の名目で納品価格を一方的に引き下げることは、取適法第5条第1項第3号の「製造委託等代金の減額」に、欠品が発生した際にペナルティとして過大な損失補償を行わせることや天災等の製造業者に責任のない事情により欠品した場合に利益相当額や売上額を補償させることは同

(2) 関連法規の留意点

委託事業者が、発注した製造委託の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることがある。下請法の適用対象となる取引を行う場合には、一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価で下請代金の額を定めることは、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」(告示第4項)に該当するおそれがあり、下請取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

発注後に協賛金の徴収の名目で納品価格を一方的に引き下げることは、下請法第4条第1項第3号の「減額」に、欠品が発生した際にペナルティとして過大な損失補償を行わせることは同法第4条第2項第3号「不当な経済上の利益の提供要請」に、それぞれ該当するおそれがある。

法第5条第2項第2号「不当な経済上の利益の提供要請」に、それぞれ該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「減額」、「その他経済上の利益の提供の要請」、大規模小売業告示における「不当な値引き」（告示第2項）、「不当な経済上の利益の收受等」（告示第8項）に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

製品の単価・委託代金について、品質や原価、物流費等の条件を加味しながら、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、委託の場合にはあらかじめ算定の手法等においても合意しておくことが望ましい。

また、協賛金の徴収や、欠品が発生した際の損失補償については、その支払条件等を製造業者と小売業者との間で事前に合意しておくことが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【合理的な根拠を持って小売業者側と交渉を行った例】

○ 採算の取れない取引は行わず、納得できる取引価格で合意した。

【伝票を確認することで追加支払いを求めた例】

○ 小売業者による納品価格の勝手な引下げに対しては、伝票を入念に確認し、追加の支払いを請求した。

4. 原材料価格や労務費の上昇時の取引価格改定

(1) 問題となり得る事例

○ 小売業者からの急な発注に対応するため、追加で人件費、物流費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、従来の納品価格のまま据え置かれた。

(2) 関連法規の留意点

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「減額」、「その他経済上の利益の提供の要請」、大規模小売業告示における「不当な値引き」（告示第2項）、「不当な経済上の利益の收受等」（告示第8項）に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

製品の単価・委託代金について、品質や原価、物流費等の条件を加味しながら、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、委託の場合にはあらかじめ算定の手法等においても合意しておくことが望ましい。

また、協賛金の徴収や、欠品が発生した際の損失補償については、その支払条件等を製造業者と小売業者との間で事前に合意しておくことが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【合理的な根拠を持って小売業者側と交渉を行った例】

○ 採算の取れない取引は行わず、納得できる取引価格で合意した。

【伝票を確認することで追加支払いを求めた例】

○ 小売業者による納品価格の勝手な引下げに対しては、伝票を入念に確認し、追加の支払いを請求した。

4. 原材料価格や労務費の上昇時の取引価格改定

(1) 問題となり得る事例

○ 小売業者からの急な発注に対応するため、追加で人件費、物流費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、従来の納品価格のまま据え置かれた。

(2) 関連法規の留意点

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことや、**労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で受託事業者**に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、取適法第5条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがある。また、コスト上昇を踏まえて取引価格の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなどして、一方的に製造委託等代金の額を決定することは取適法第5条第2項第4号の「**協議に応じない一方的な代金決定**」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

原材料価格、労務費等の値上がりに伴うコスト増に対応するため、経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、委託の場合にはあらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。

また、合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が一時的で対応可能なものであるかについて検討を行った上で、適切な転嫁がなされるよう製造業者と小売業者が十分に協議を行うことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

【合理的な根拠を持って小売業者側と交渉を行った例】

- 追加発注の場合に発生した費用を小売業者に請求して負担してもらった。
- **原材料仕入れ業者も交えて取引先側に相場価格を示しながら交渉しているので、ある程度の原材料価格上昇分は転嫁できており経営判断の上で受注している。**

5. 物流センター使用料（センターフィー）等の負担

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、**下請法第4条第1項第5号**の「買ったたき」に該当するおそれがある。また、**労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で受託事業者**に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことも、**下請法第4条第1項第5号**の「買ったたき」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「取引の対価の一方的決定」、大規模小売業告示における「特売商品等の買ったたき」（告示第4項）に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

原材料価格、労務費等の値上がりに伴うコスト増に対応するため、経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、委託の場合にはあらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。

また、合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が一時的で対応可能なものであるかについて検討を行った上で、適切な転嫁がなされるよう製造業者と小売業者が十分に協議を行うことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

【合理的な根拠を持って小売業者側と交渉を行った例】

- 追加発注の場合に発生した費用を小売業者に請求して負担してもらった。
(新設)

5. 物流センター使用料（センターフィー）等の負担

(1) 問題となり得る事例

- 合理的な根拠が示されることなく、著しく高額なセンターフィーを徴収された。
- 通常のセンターフィーとは別に、センター通過に対して積算根拠の不明なリベートの支払いを求められた。

(2) 関連法規の留意点

受託事業者の利益との関係が明らかではないセンターフィー等を提供させることは、**取適法第5条第2項第2号**の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあるので留意が必要である。また、センターフィーに限らず、協賛金（リベート）等を提供させることにより、受託事業者の利益を不当に害することは、**取適法第5条第2項第2号**の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当する。また、委託事業者が、正当な理由がないのに、自己の指定する役務の利用を強制することは、**取適法第5条第1項第6号**の「購入・利用強制」に該当する。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「購入・利用強制」、「その他経済上の利益の提供の要請」、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の收受等」（告示第8項）に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

センターフィー等については、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、**製造委託等代金**の本体価格と混同しないように、別に料率を決定することが望ましい。また、料率の設定に当たっては、あらかじめ、合理的な算定の手法、積算根拠等を明確に示しておくことが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【センターフィーの契約書面で決定した例】

- 小売業者側から、センターフィーの内訳について説明を受け、契約書面により料率を決定している。

【店舗配送とセンター配送を使い分けることとした例】

(1) 問題となり得る事例

- 合理的な根拠が示されることなく、著しく高額なセンターフィーを徴収された。
- 通常のセンターフィーとは別に、センター通過に対して積算根拠の不明なリベートの支払いを求められた。

(2) 関連法規の留意点

受託事業者の利益との関係が明らかではないセンターフィー等を提供させることは、**下請法第4条第2項第3号**の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあるので留意が必要である。また、センターフィーに限らず、協賛金（リベート）等を提供させることにより、受託事業者の利益を不当に害することは、**下請法第4条第2項第3号**の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当する。また、委託事業者が、正当な理由がないのに、自己の指定する役務の利用を強制することは、**下請法第4条第1項第6号**の「購入・利用強制」に該当する。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「購入・利用強制」、「その他経済上の利益の提供の要請」、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の收受等」（告示第8項）に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

センターフィー等については、製造業者と小売業者が十分に協議を行い、**下請代金**の本体価格と混同しないように、別に料率を決定することが望ましい。また、料率の設定に当たっては、あらかじめ、合理的な算定の手法、積算根拠等を明確に示しておくことが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【センターフィーの契約書面で決定した例】

- 小売業者側から、センターフィーの内訳について説明を受け、契約書面により料率を決定している。

【店舗配送とセンター配送を使い分けることとした例】

- 納品先の店舗の所在地によって、センターを経由せず、直接店舗配送する方が効率的であることをデータに基づいて説明し、店舗配送とセンター配送を使い分けるようにした。

6. 協賛金（リベート）の負担

（1）問題となり得る事例

- 新規商品の導入に際して、販売数量見込みのないまま協賛金を徴収された。
- 納得できる算出基準や根拠の明示がないまま、販売量とは関係なく、一律に毎月売上高の○％に相当する額の協賛金を徴収された。
- スポーツイベントの開催にあたり、スポンサーになっている小売業者から、1カ月の利益額に相当する高額な協賛金の支払いを要求され、断れば取引を減らすとほのめかされたため断ることができなかった。

（2）関連法規の留意点

「協賛金」、「リベート」等について、①委託事業者と受託事業者との間で、負担額及びその算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていない「経済上の利益」の提供等、受託事業者の利益との関係が明らかでない場合、②委託事業者の決算対策等を理由とした協賛金等の要請等、受託事業者の直接の利益とならない場合は、**取適法第5条第2項第2号**の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当する。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「その他経済上の利益の提供の要請」、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の收受等」（告示第8項）に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

（3）求められる取引慣行

協賛金やリベートなどを徴収するのであれば、それらの「経済上の利益」を提供することが製造委託を受けた物品等の販売促進につながるものとして¹、製造業者と小売業者との間で十分な協議の下に合意がなされ、その算出根拠、

- 納品先の店舗の所在地によって、センターを経由せず、直接店舗配送する方が効率的であることをデータに基づいて説明し、店舗配送とセンター配送を使い分けるようにした。

6. 協賛金（リベート）の負担

（1）問題となり得る事例

- 新規商品の導入に際して、販売数量見込みのないまま協賛金を徴収された。
- 納得できる算出基準や根拠の明示がないまま、販売量とは関係なく、一律に毎月売上高の○％に相当する額の協賛金を徴収された。
- スポーツイベントの開催にあたり、スポンサーになっている小売業者から、1カ月の利益額に相当する高額な協賛金の支払いを要求され、断れば取引を減らすとほのめかされたため断ることができなかった。

（2）関連法規の留意点

「協賛金」、「リベート」等について、①委託事業者と受託事業者との間で、負担額及びその算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていない「経済上の利益」の提供等、受託事業者の利益との関係が明らかでない場合、②委託事業者の決算対策等を理由とした協賛金等の要請等、受託事業者の直接の利益とならない場合は、**下請法第4条第2項第3号**の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当する。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「その他経済上の利益の提供の要請」、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の收受等」（告示第8項）に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

（3）求められる取引慣行

協賛金やリベートなどを徴収するのであれば、それらの「経済上の利益」を提供することが製造委託を受けた物品等の販売促進につながるものとして¹、製造業者と小売業者との間で十分な協議の下に合意がなされ、その算出根拠、

使途、提供の条件等が明確になっていることが必要である。

(4) 望ましい取引事例

【合意の下での料率決定と書面化した例】

- 事前に小売業者と製造業者が十分協議を行い、協賛金を支払うことについて合意がなされ、小売業者が販売促進費として活用するものとして、算出根拠とともに協賛金の料率を契約で決定している。

¹ ただし、いわゆる「達成リベート」が、**製造委託等代金**の減額として**取適法**上違反とされた事例はある。一定期間における納入数量の合計が、あらかじめ定めた目標数量以上となった場合に、**中小受託事業者**に支払わせるものであっても、単位コストの低減効果がなければ問題となる。

7. 店舗到着後の破損処理

(1) 問題となり得る事例

- 物流センターで検品が行われないため、どの時点で破損したか特定できず、小売業者から言われるままに返品や交換に応じざるを得ない。
- 破損による欠品を防ぐため、小売業者から予備の商品を無償で提供するように要求され、買取りを求めても、受け入れてもらえない。

(2) 関連法規の留意点

受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、店舗到着時の破損を理由に商品を引き取らせることは、**取適法第5条第1項第4号**で禁止されている「返品」に該当する。なお、**委託事業者**が受け入れ検品を省略した場合、納入品はすべて受け入れ可能と判断されたことになる。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「返品」、大規模小売業告示における「不当な返品」（告示第1項）に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

予備の商品を無償で提供させることは、**取適法第5条第2項第2号**「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがある。さらに、独占禁止法上、

使途、提供の条件等が明確になっていることが必要である。

(4) 望ましい取引事例

【合意の下での料率決定と書面化した例】

- 事前に小売業者と製造業者が十分協議を行い、協賛金を支払うことについて合意がなされ、小売業者が販売促進費として活用するものとして、算出根拠とともに協賛金の料率を契約で決定している。

¹ ただし、いわゆる「達成リベート」が、**下請代金**の減額として**下請法**上違反とされた事例はある。一定期間における納入数量の合計が、あらかじめ定めた目標数量以上となった場合に、**下請事業者**に支払わせるものであっても、単位コストの低減効果がなければ問題となる。

7. 店舗到着後の破損処理

(1) 問題となり得る事例

- 物流センターで検品が行われないため、どの時点で破損したか特定できず、小売業者から言われるままに返品や交換に応じざるを得ない。
- 破損による欠品を防ぐため、小売業者から予備の商品を無償で提供するように要求され、買取りを求めても、受け入れてもらえない。

(2) 関連法規の留意点

受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、店舗到着時の破損を理由に商品を引き取らせることは、**下請法第4条第1項第4号**で禁止されている「返品」に該当する。なお、**親事業者**が受け入れ検品を省略した場合、納入品はすべて受け入れ可能と判断されたことになる。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「返品」、大規模小売業告示における「不当な返品」（告示第1項）に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

予備の商品を無償で提供させることは、**下請法第4条第2項第3号**「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがある。さらに、独占禁止法上、

優越的地位の濫用における「その他経済上の利益の提供の要請」、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の收受等」（告示第8項）に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

（3）求められる取引慣行

物流センター段階で問題が指摘されなかった商品で、店舗到着時に不良品が発生した場合は、小売業者の責任であり、**返品や交換をしない**。

破損による欠品を防ぐため、製造業者に予備の商品の提供を求める場合は、小売業者が買い取る必要がある。

（4）望ましい取引事例

【店舗到着時の破損品の取扱いを明確化した例】

- 商品の引渡し時に、物流センターの担当者の氏名の記入を求めることにより、責任の所在を明確化した。

【予備の商品の提供の買取りについて合意した例】

- 小売業者が予備の商品を買い取ることを合意した。

8. 納品期限（3分の1ルール）

（1）問題となり得る事例

- 3分の1ルール※を商慣習として小売業者から一方的に強制されたため、従わざるを得なかった。
- 3分の1ルールを遵守して納品し、賞味期限がまだ残っている商品であるにもかかわらず、一方的に定めた販売期間の経過を理由に返品された。

※ 飲食料品の製造日から賞味期限までの期間を三等分し、製造業者（卸売業者も含む）・小売業者・消費者の三者が、3分の1ずつ均等に分け合うという考えの下、製造日から、最初の3分の1に当たる日を製造業者が小売業者に商品を納品しなければならない「納品期限」、次の3分の1に当たる日を小売店が商品を店頭に並べておいてもよい「販売期限」、最後の3分の1に当たる日ま

優越的地位の濫用における「その他経済上の利益の提供の要請」、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の收受等」（告示第8項）に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

（3）求められる取引慣行

物流センター段階で問題が指摘されなかった商品で、店舗到着時に不良品が発生した場合は、小売業者の責任であり、**返品することはできない**。

破損による欠品を防ぐため、製造業者に予備の商品の提供を求める場合は、小売業者が買い取る**必要がある**。

（4）望ましい取引事例

【店舗到着時の破損品の取扱いを明確化した例】

- 商品の引渡し時に、物流センターの担当者の氏名の記入を求めることにより、責任の所在を明確化した。

【予備の商品の提供の買取りについて合意した例】

- 小売業者が予備の商品を買い取ることを合意した。

（新設）

で消費者が商品をおいしく食べられる期間として確保する商慣習。

(2) 関連法規の留意点

受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、3分の1ルール
の商慣習を理由として、発注した物品等の受領を拒否したり、発注の取消、納
期の延期等で納品物を受け取らなかったりした場合は、取適法第5条第1項
第1号の「受領拒否」に違反するおそれがあり、また、店舗到着後の販売期間
の経過を理由に商品を引き取らせることは、取適法第5条第1項第4号で禁
止されている「返品」に該当するおそれがある。

独占禁止法上、取引上の地位が納入業者に優越している発注者が、3分の1
ルールの商慣習を理由として、

- ・ 納入業者から商品を購入する契約をした後において、正当な理由がない
のに、当該商品の全部又は一部の受領を拒む場合であって、納入業者が、今
後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき

又は

- ・ 納入業者から受領した商品を返品する場合であって、どのような場合に、
どのような条件で返品するかについて、納入業者との間で明確になってお
らず、納入業者等にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場
合であって、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け
入れざるを得ないとき

は、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の
濫用として問題となる。この場合について、①納入した商品に契約不適合があ
るなど納入業者の責めに帰すべき事由があって受領拒否又は返品をする場
合、②受領しない場合の条件をあらかじめ正常な商慣習の範囲内で合意して
いる場合、③あらかじめ納入業者の同意を得て、かつ、受領拒否又は返品によ
って通常生ずべき損失を発注者が負担する場合等には問題とならないが、問
題とならないのはこのような場合に限られることに留意が必要である。例え
ば、3分の1ルールによる納品期限を超過してしまった原因が、発注者の管理
する物流センターの混雑状況などによるものである場合などには、正当な理
由とはいえないと考えられる。

(3) 望ましい取引慣行

商品ごとの納品期限、返品の条件などの取引条件について、製造業者と小売
業者との間で十分な協議を行い、製造業者が納得の上で同意していることが
重要である。また、小売業者は、3分の1ルールの見直しを行うことによる自

社への影響のみならず、製造業者による持続的な供給の観点から、製造業者における費用負担等の軽減に配慮するなど、必要な検討・協力を行うことが重要である。

なお、事前に協議の上で合意していたとしても、納入業者にあらかじめ計算できない不利益や、合理的範囲を超えた不利益を与える場合には問題となり得ることに留意が必要である。

(4) 望ましい取引事例

【小売業者と緊密に連絡を取り合っている例】

- 3分の1ルール of 納品期限を過ぎてしまう場合、納品前に事情を説明すれば、数日程度の遅れであれば、納品可能な場合もある。

【返品基準を十分に説明している例】

- 小売業者本部とも協議の上、メーカー側担当者が陳列担当者へ直接返品基準の説明を行い、売れ残りの返品は一切行わないよう要請し、改善がなされた。

9. 短納期での発注（短いリードタイム）、発注のキャンセル

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者の発注漏れにより、事前に注文書面が交付されずに当日の納品を求められた。
- 小売業者が指定するセンターへの納品の際、天候等の影響によりセンターから店舗への納品ができないことを理由に、納品の受入れを拒否され、発注をキャンセルされた。その結果、出荷許容日を越えた商品は廃棄処分となった。
- 特売日として通常より多数の商品の生産を受託し、生産に入っていたが、発注者の都合により、既に生産していた製品の一部がキャンセルとなった上に、それまで製造業者が要した費用を負担してもらえなかった。また、結果として余剰が発生し、廃棄処分につながった。
- 発注当日の納品を要求する小売業者があり、このリードタイムに対応することが当然とされている。
- 小売業者から、受注後24時間以内の納品を求められている。受注後の生

8. 短納期での発注、発注のキャンセル

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者の発注漏れにより、事前に注文書面が交付されずに当日の納品を求められた。
- 小売業者が指定するセンターへの納品の際、天候等の影響によりセンターから店舗への納品ができないことを理由に、納品の受入れを拒否され、発注をキャンセルされた。その結果、出荷許容日を越えた商品は廃棄処分となった。
- 特売日として通常より多数の商品の生産を受託し、生産に入っていたが、発注者の都合により、既に生産していた製品の一部がキャンセルとなった上に、それまで製造業者が要した費用を負担してもらえなかった。また、結果として余剰が発生し、廃棄処分につながった。

産では納期に間に合わないため、欠品を起こさないよう多めに見込み生産を行っている。

(2) 関係法規の留意点

取適法の適用対象となるP B商品の取引を行う場合、委託事業者は、受託事業者への発注に際して、製造委託等代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の発注内容等を書面又は電子メール等の電磁的方法により直ちに明示しなければ、取適法第4条の「発注内容等を明示する義務」に違反する。当初は発注内容等の明示がなく口約束で生産を行い、納期直前になって初めて発注内容等の明示があった場合であっても、同条項に違反する。

また、受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、委託事業者が受託事業者に対して費用を負担せずに発注の取消しや発注内容の変更若しくはやり直しをさせることにより、受託事業者の利益を不当に害すると、取適法第5条第2項第3号で禁止されている「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に該当するおそれがあるので、製造委託等に当たっては留意が必要である。

さらに、受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注した物品等の受領を拒否したり、発注の取消、納期の延期等で納品物を受け取らなかったりした場合は、取適法第5条第1項第1号の「受領拒否」に違反するおそれがある。

独占禁止法上、大規模小売業者が、P B商品など特別な規格等を指定した上で、納入業者に商品を納入させることを契約した後において、当該商品の受領を拒むことは、大規模小売業告示における「特別注文品の受領拒否」(告示第5項)に違反するおそれがある。

取引上の地位が納入業者に優越している発注者が、納入業者に対し、短いリードタイムによる発注を行い、これにより製造コストが通常よりも増加しているにもかかわらず、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合や、実質的にあらかじめ商品の製造等を発注していると認められる場合において、これを受けて製造業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、一方的な都合により、製造業者に製造等に要した費用を支払うことなく、発注を取り消すなどの場合は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

(3) 望ましい取引慣行

発注数量に合わせた生産が行われ、見込生産やそれによる余剰生産物の廃

(2) 関係法規の留意点

下請法の適用対象となるP B商品の取引を行う場合、委託事業者は、受託事業者への発注に際して、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項をすべて記載した3条書面を直ちに交付しなければ、下請法第3条の「書面の交付義務」に違反する。当初は書面なしで口約束で生産を行い、納期直前になって初めて書面が送られてきた場合であっても、同条項に違反する。

また、受託事業者の責任がないにもかかわらず、委託事業者が受託事業者に対して費用を負担せずに発注の取消しや発注内容の変更若しくはやり直しをさせることにより、受託事業者の利益を不当に害すると、下請法第4条第2項第4号で禁止されている「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に該当するおそれがあるので、製造委託等に当たっては留意が必要である。

さらに、受託事業者の責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否したり、発注の取消、納期の延期等で納品物を受け取らない場合は、下請法第4条第1項第1号の「受領拒否」に違反するおそれがある。大規模小売業者が、P B商品など特別な規格等を指定した上で、納入業者に商品を納入させることを契約した後において、当該商品の受領を拒むことは、「特別注文品の受領拒否」(告示第5項)に違反するおそれがある。

(3) 望ましい取引慣行

発注数量に合わせた生産が行われ、見込生産やそれによる余剰生産物の廃

棄を余儀なくされることがないよう、また、発注数量に対する充足率を満たせず、納入済みの分の単価を引き下げられないことがないよう、両者合意の下、小売業者は十分なリードタイムを確保した上で**発注内容等を明示する**ことが望ましい。

契約成立後のキャンセルについては、製造業者の責めに帰すべき理由がない場合、小売業者は、製造業者が負担することとなった費用をすべて負担する必要がある。

(4) 望ましい取引事例

【キャンセル時の対応ルールを策定・共有化した例】

- キャンセル時には、製造業者に責任がない場合には、製造業者が負担することとなった費用を支払うルールとしている。

【小売業者と緊密に連絡を取り合っている例】

- 小売業者と緊密に連絡を取り合い、在庫状況や販売実績、天候などについて打ち合わせを行うことで生産量を調整し、廃棄処分が減少した。

棄を余儀なくされることがないよう、また、発注数量に対する充足率を満たせず、納入済みの分の単価を引き下げられないことがないよう、両者合意の下、小売業者は十分なリードタイムを確保した上で**発注書面を交付する**ことが望ましい。

契約成立後のキャンセルについては、製造業者の責めに帰すべき理由がない場合、小売業者は、製造業者が負担することとなった費用をすべて負担する必要がある。

(4) 望ましい取引事例

【キャンセル時の対応ルールを策定・共有化した例】

- キャンセル時には、製造業者に責任がない場合には、製造業者が負担することとなった費用を支払うルールとしている。

【小売業者と緊密に連絡を取り合っている例】

- 小売業者と緊密に連絡を取り合い、在庫状況や販売実績、天候などについて打ち合わせを行うことで生産量を調整し、廃棄処分が減少した。

10. 日付逆転品、日付混合品の禁止

(新設)

(1) 問題となり得る事例

- 先に出荷した商品（賞味期限が到来するまでの期間が短い商品）が台風時のような天災のために物流が遅れたことにより、後から出荷した同じ商品（賞味期限が到来するまでの期間が長い商品）よりも遅くに到着した際、先に出荷した商品が商慣習を理由に納品を拒否された。
- 発注者があらかじめ取り決めた納品単位（ロット）を守ってくれない。
例えば、50個単位で受注・生産をしているのに、10個だけ発注されることがあり、これに応じざるを得ないときがある。後日、100個発注された際に、この40個を含めて納品したいが、許してもらえない。半端になった古い日付の在庫品について、他の発注者に納入できないときは廃棄せざるを得ず、その処分費用は当社（製造業者）が負担させられている。

(2) 関連法規の留意点

受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、日付逆転品や日付混合品の納品禁止の商慣習を理由として、発注した物品等の受領を拒否したり、発注の取消、納期の延期等で納品物を受け取らなかったりした場合は、取適法第5条第1項第1号の「受領拒否」に違反するおそれがある。

独占禁止法上、取引上の地位が納入業者に優越している発注者が、日付逆転品や日付混合品の納品禁止の商慣習を理由として、

- ・ 納入業者から商品を購入する契約をした後において、正当な理由がないのに、当該商品の全部又は一部の受領を拒む場合であって、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき

又は

- ・ 納入業者から受領した商品を返品する場合であって、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、納入業者との間で明確になっておらず、納入業者等にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合であって、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき

は、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。この場合について、①納入した商品に契約不適合があるなど納入業者の責めに帰すべき事由があつて受領拒否又は返品をする場合、②受領しない場合の条件をあらかじめ正常な商慣習の範囲内で合意している場合、③あらかじめ納入業者の同意を得て、かつ、受領拒否又は返品によって通常生ずべき損失を発注者が負担する場合等には問題とならないが、問題とならないのはこのような場合に限られることに留意が必要である。例えば、日付逆転品となった原因が、発注者による発注方法にある場合や物流センターの混雑状況などにある場合、日付混合品となった原因が、あらかじめ取り決めていた発注ロットを発注者が守らなかったことなどにある場合などには、正当な理由とはいえないと考えられる。

(3) 望ましい取引慣行

商品ごとの日付逆転品や日付混合品を納品することの可否などの取引条件について、製造業者と小売業者との間で十分な協議を行い、製造業者が納得の上で同意していることが重要である。また、小売業者は、日付逆転品や日付混合品を容認することによる自社への影響のみならず、製造業者による持続的な供給の観点から、製造業者における費用負担等の軽減に配慮するなど、必要な検討・協力を行うことが重要である。

なお、事前に協議の上で合意していたとしても、納入業者にあらかじめ計算

できない不利益や、合理的範囲を超えた不利益を与える場合には問題となり得ることに留意が必要である。

(4) 望ましい取引事例

【小売業者と緊密に連絡を取り合っている例】

- 日付逆転品や日付混合品であっても、事前に連絡すれば受け入れてもらえる。
- 過去は禁止されていたが、取引先の理解もあって改善傾向にある。食品ロス削減の観点から受け入れてくれている部分が大きいと思う。

11. 受発注等に関するシステム使用料等の徴収

(1) 問題となり得る事例

- 取引を開始する条件として、小売業者から、直接の利益となることが示されることがなく、オンラインシステムの開発費用や月次の使用料の負担を求められた。
- 小売業者側のシステムが変わると、直接の利益となることが示されることがなく、自社システムの改修や増強も必要になり、その費用を負担しなければならない。
- 発注の度に伝票が発行され、情報提供料として1行〇円というような請求があるほか、システム利用料などを請求されるが、直接の利益となることは示されていない。

(2) 関連法規の留意点

委託事業者が受託事業者から自社のシステムを利用させるに当たり、研修等の名目で参加費を徴収したり、また、利用に当たり伝票への入力ごとに費用を徴収したりする場合がある。

委託事業者が、これらの行為により、受託事業者の利益を不当に害することは、**取適法第5条第2項第2号**の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがある。

また、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「その他経済上の利益の提

9. 受発注等に関するシステム使用料等の徴収

(1) 問題となり得る事例

- 取引を開始する条件として、小売業者から、直接の利益となることが示されることがなく、オンラインシステムの開発費用や月次の使用料の負担を求められた。
- 小売業者側のシステムが変わると、直接の利益となることが示されることがなく、自社システムの改修や増強も必要になり、その費用を負担しなければならない。
- 発注の度に伝票が発行され、情報提供料として1行〇円というような請求があるほか、システム利用料などを請求されるが、直接の利益となることは示されていない。

(2) 関連法規の留意点

委託事業者が受託事業者から自社のシステムを利用させるに当たり、研修等の名目で参加費を徴収したり、また、利用に当たり伝票への入力ごとに費用を徴収する場合がある。

委託事業者が、これらの行為により、受託事業者の利益を不当に害することは、**下請法第4条第2項第3号**の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがある。

また、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「その他経済上の利益の提

供の要請」、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の収受等」(告示第8項)に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

受発注システムの開発費用、発注データを送信するための通信費用等は、**発注内容等を明示する義務**を負う小売業者が負担する必要がある。システムの使用に関する事前研修に当たっては、一律で研修費を徴収するのではなく、小売業者の責任で研修の機会を用意することが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【製造業者が負担する費用を削減した例】

- 小売業者と取引を開始する際、システムの開発費用、使用料と取引高を検討し、不利益になると判断した場合には取引を断った。
(削る)

12. 物の購入強制

(1) 問題となり得る事例

- クリスマスケーキ、お歳暮、お中元など、小売業者の扱う商品について、前年実績等を示されて購入を催促されており、今後の取引を考えると断れない。
- 小売業者の営業担当者が、取引上の付き合いから、製造業者の営業担当者個人では消費しきれない程の物品の購入を要請し、製造業者が購入を余儀なくされた。

(2) 関係法規の留意点

指定する製品等を強制的に購入させることのほか、委託事業者が強制ではなく任意に購入要請を依頼していたと認識していても、受託事業者によっては、その依頼を拒否できないことがある。このように、事実上、受託事業者に

供の要請」、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の収受等」(告示第8項)に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

受発注システムの開発費用、発注データを送信するための通信費用等は、**発注書面の交付義務**を負う小売業者が負担する必要がある。システムの使用に関する事前研修に当たっては、一律で研修費を徴収するのではなく、小売業者の責任で研修の機会を用意することが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【製造業者が負担する費用を削減した例】

- 小売業者と取引を開始する際、システムの開発費用、使用料と取引高を検討し、不利益になると判断した場合には取引を断った。
- システム使用料を削減するため、取引量が少ない場合はFAXでの受発注を行っている。

10. 物の購入強制

(1) 問題となり得る事例

- クリスマスケーキ、お歳暮、お中元など、小売業者の扱う商品について、前年実績等を示されて購入を催促されており、今後の取引を考えると断れない。
- 小売業者の営業担当者が、取引上の付き合いから、製造業者の営業担当者個人では消費しきれない程の物品の購入を要請し、製造業者が購入を余儀なくされた。

(2) 関係法規の留意点

指定する製品等を強制的に購入させることのほか、委託事業者が強制ではなく任意に購入要請を依頼していたと認識していても、受託事業者によっては、その依頼を拒否できないことがある。このように、事実上、受託事業者に

購入を余儀なくさせている場合、**取適法第5条第1項第6号**の「購入・利用強制」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「購入・利用強制」、大規模小売業告示における「押し付け販売等」（告示第6項）に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

小売業者が製造業者に対し物品等を販売する場合で、特に営業担当者などの取引に影響を及ぼす者が購入を要請することは、事実上、製造業者に対し、購入を余儀なくさせることになり得る。

したがって、外注担当者などの取引に影響を及ぼす者はもとより、小売業者から物品等の購入の要請をしないことが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【購入要請をやめた例】

- 小売業者が販売している季節商品のセール時期において、以前は小売業者の営業担当者が製造業者に対して前年の購入数量を引き合いに購入を要請していたが、現在は一方的な斡旋をなくし、製造業者側から希望をした場合に限り、購入を案内している。

購入を余儀なくさせている場合、**下請法第4条第1項第6号**の「購入・利用強制」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「購入・利用強制」、大規模小売業告示における「押し付け販売等」（告示第6項）に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

小売業者が製造業者に対し物品等を販売する場合で、特に営業担当者などの取引に影響を及ぼす者が購入を要請することは、事実上、製造業者に対し、購入を余儀なくさせることになり得る。

したがって、外注担当者などの取引に影響を及ぼす者はもとより、小売業者から物品等の購入の要請をしないことが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【購入要請をやめた例】

- 小売業者が販売している季節商品のセール時期において、以前は小売業者の営業担当者が製造業者に対して前年の購入数量を引き合いに購入を要請していたが、現在は一方的な斡旋をなくし、製造業者側から希望をした場合に限り、購入を案内している。

13. 従業員の派遣、役務の提供

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者の要請に基づき、特売期間中の店舗での商品陳列のため従業員を派遣したが、早朝の対応を求められた上に、日当・交通費の支払がなかった。
- 小売業者から、牛乳・乳製品と関係がない商品の搬入、陳列、棚卸し等、製造業者の利益にならない業務を行うために無償で従業員を派遣させられた。

11. 従業員の派遣、役務の提供

(1) 問題となり得る事例

- 小売業者の要請に基づき、特売期間中の店舗での商品陳列のため従業員を派遣したが、早朝の対応を求められた上に、日当・交通費の支払がなかった。
- 小売業者から、牛乳・乳製品と関係がない商品の搬入、陳列、棚卸し等、製造業者の利益にならない業務を行うために無償で従業員を派遣させられた。

(2) 関係法規の留意点

受託事業者の利益との関係が明らかでない場合や受託事業者の直接の利益とならない場合は、従業員の派遣や役務の提供要請、商品の無償提供の要請は**取適法第5条第2項第2号**の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「従業員等の派遣の要請」、大規模小売業告示における「納入業者の従業員等の不当使用等」(告示第7項)に該当するおそれがあり、**取適法の適用対象となる取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

小売業者が製造業者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件について、あらかじめ合意するとともに、派遣に必要な費用を負担する必要がある。また、製造業者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合には、小売業者がアルバイトなどを雇うことで対応することが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【派遣費用はもとより、派遣の条件についてあらかじめ協議の上で決定した例】

- 小売業者側が製造業者に対し、取引商品の販売業務に係る応援要請を行う際、日当や宿泊費、交通費、弁当など派遣に必要な費用の支払はもとより、曜日の選択など要請を受けられるか製造業者と十分協議の上で決定した。

14. その他留意すべき事項

(1) 支払方法の留意点

受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号。以下「振興法」という。)の適用対象となる取引を行う場合には、「振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」では、代金の支払は、手形による支払が禁止されている(取適法第5条第1項第2号)ことに鑑み、できる限り現金で支払うものとされており、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとされている。なお、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとされている。

(2) 関係法規の留意点

受託事業者の利益との関係が明らかでない場合や受託事業者の直接の利益とならない場合は、従業員の派遣や役務の提供要請、商品の無償提供の要請は**下請法第4条第2項第3号**の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「従業員等の派遣の要請」、大規模小売業告示における「納入業者の従業員等の不当使用等」(告示第7項)に該当するおそれがあり、**下請取引**に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

小売業者が製造業者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件について、あらかじめ合意するとともに、派遣に必要な費用を負担する必要がある。また、製造業者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合には、小売業者がアルバイトなどを雇うことで対応することが望ましい。

(4) 望ましい取引事例

【派遣費用はもとより、派遣の条件についてあらかじめ協議の上で決定した例】

- 小売業者側が製造業者に対し、取引商品の販売業務に係る応援要請を行う際、日当や宿泊費、交通費、弁当など派遣に必要な費用の支払はもとより、曜日の選択など要請を受けられるか製造業者と十分協議の上で決定した。

12. その他留意すべき事項

(1) 支払方法の留意点

下請中小企業振興法の適用対象となる取引を行う場合には、**下請代金の支払は現金によることが原則である。加えて、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。**

一方、手形による支払も認められているが、著しく長いサイト(取引代金の締日から支払までの期間)の手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法第4条第2項第2号により禁止されている。

また、一括決済方式（債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式）、電子記録債権（※）により代金を支払う場合には、これらの現金化に係る手数料等のコストについて、中小受託事業者の負担としないようにする等、委託事業者の受領日から60日以内において定める支払期日までに、中小受託事業者が代金の額を満額取得できるようにするものとされている。

※ 債権譲渡担保方式：

中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を担保として、金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付けを受ける方式。

ファクタリング方式：

中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式。

併存的債務引受方式：

中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債務を委託事業者と共に負った金融機関から、当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式。

電子記録債権：

電子記録債権法第2条第1項に規定する電子記録債権（その発生又は譲渡について同法の規定による電子記録を要件とする金銭債権）。

さらに、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、受託中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（手形の利用禁止、ファクタリング方式等のサイト短縮や現金払い化等）などを進めることが望ましい。

(2) 取適法の適用対象となる取引の該当性に係る留意点

製造業者と小売業者の間に商社が介在する取引については、商社の関与の仕方により、商社が委託事業者又は中小受託事業者に該当する場合があることから、商社の関与に関して留意する必要がある。

ア 商社が取適法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当しない場合
商社が取適法の資本金基準又は従業員基準を満たす製造業者と小売業者の間に入って取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、中小受託事業者

また、令和3年3月に発出された「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日 20210322中庁第2号 公取企第25号 中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長）では、下請代金の支払に係る手形等のサイトについて、おおむね3年以内（令和6年）を目途として、60日以内とすること等が要請されているので、留意が必要である。

さらに、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払い化等）などを進めることが望ましい。

(2) 下請取引の該当性に係る留意点

製造業者と小売業者の間に商社が介在する取引については、商社の関与の仕方により、商社が親事業者又は下請事業者に該当する場合があることから、商社の関与に関して留意する必要がある。

ア 商社が下請法上の親事業者又は下請事業者に該当しない場合
商社が本法の資本金区分を満たす製造業者と小売業者の間に入って取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額

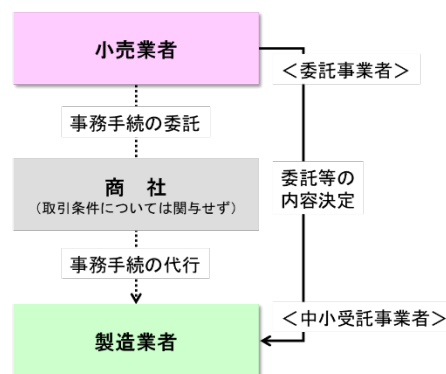
の選定、製造委託等代金の額の決定等)に全く関与せず、事務手続の代行(注文書の取次ぎ、製造委託等代金の請求、支払等)を行っているにすぎないような場合、その商社は取適法上の委託事業者又は中小受託事業者とはならず、小売業者が委託事業者、製造業者が中小受託事業者となる。したがって、小売業者は商社と製造業者との間の取引内容を確認し、取適法上の問題が生じないよう商社を指導する必要がある。

イ 商社が取適法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当する場合

商社が製造委託等の内容に関与している場合には、小売業者が商社に対して製造委託等をしていることとなり、小売業者と商社の間で取適法の資本金基準又は従業員基準を満たす場合には、商社が中小受託事業者となる。また、商社と製造業者の間で取適法の資本金基準又は従業員基準を満たす場合には、当該取引において商社が委託事業者となり、製造業者が中小受託事業者となる。

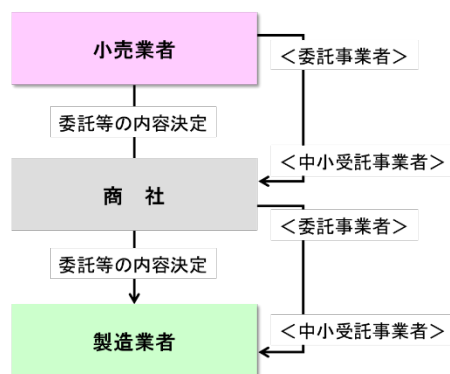
ア 商社が取適法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当しない場合

<商社が事務手続の代行のみを行う場合>



イ 商社が取適法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当する場合

<商社が委託内容の決定に関わる場合>



(3) 不正競争防止法上の留意点

不正競争防止法は、事業者の保有する技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為については、併せて刑事罰の対象としている。

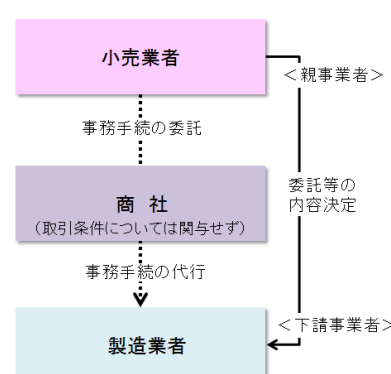
の決定等)に全く関与せず、事務手続の代行(注文書の取次ぎ、下請代金の請求、支払等)を行っているにすぎないような場合、その商社は本法上の親事業者又は下請事業者とはならず、小売業者が親事業者、製造業者が下請事業者となる。したがって、親事業者は商社と製造業者との間の取引内容を確認し、本法上の問題が生じないよう商社を指導する必要がある。

イ 商社が下請法上の親事業者又は下請事業者に該当する場合

商社が製造委託等の内容に関与している場合には、小売業者が商社に対して製造委託等をしていることとなり、小売業者と商社の間で本法の資本金区分を満たす場合には、商社が下請事業者となる。また、商社と製造業者の間で本法の資本金区分を満たす場合には、当該取引において商社が親事業者となり、製造業者が下請事業者となる。

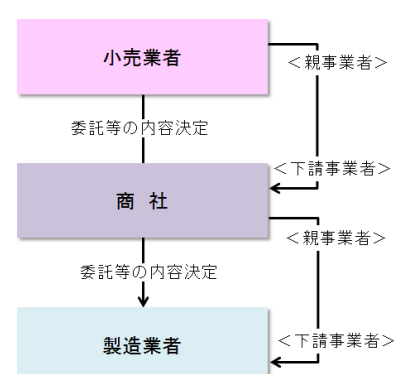
ア 商社が下請法上の親事業者又は下請事業者に該当しない場合

<商社が事務手続の代行のみを行う場合>



イ 商社が下請法上の親事業者又は下請事業者に該当する場合

<商社が委託内容の決定に関わる場合>



(3) 不正競争防止法上の留意点

不正競争防止法は、事業者の保有する技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為については、併せて刑事罰の対象としている。

小売業者においては、営業秘密の管理・取扱いに関する理解を深め、**中小受託事業者**の営業秘密の取扱いに関して、**中小受託事業者**に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。

(4) 契約条件の明確化及び書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、**中小受託事業者**と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（**型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。**）、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件について、書面等（**電子メールその他の電磁的記録を含む。**）による明示**及びその交付**を徹底する。

(削る)

(5) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

- ① **委託事業者**は、自らの取引に起因して、**中小受託事業者**が労使協定の限度を超える時間外労働、**休日労働等**による長時間労働**及びこれらに伴う割増賃金の未払等**、労働基準関連法令に違反することのないよう**十分に配慮して、中小受託事業者と取引を行うものとする。**
- ② **委託事業者**は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更**等**を行う場合には、**中小受託事業者**が支払うこととなる残業代等の**増加コスト**を負担する**ものとする。**
- ③ 大企業である**委託事業者**による働き方改革の**中小受託事業者**へのしわ寄せ等の影響も懸念される中、**委託事業者**は、**中小受託事業者**の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を**始めとする、中小受託事業者**の働き方改革を阻害し、**又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないものとする。**

[**委託事業者**による**中小受託事業者**へのしわ寄せ等の不利益となる事例]

小売業者においては、営業秘密の管理・取扱いに関する理解を深め、**下請事業者**の営業秘密の取扱いに関して、**下請事業者**に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。

(4) 契約条件の明確化と書面交付

親事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、**下請事業者**と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、**運送費や保管費等**の付随費用、支払手段、支払期日**など**の契約条件について、書面等による明示、**交付**を徹底する必要がある。

(5) 事業継続に向けた取組

親事業者は、**下請事業者**の事業承継の意向や状況の把握に努め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど、事業継続に向けた積極的な役割を果たすものとする。具体的には、**下請事業者と対話した上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うことが望ましい。**

(6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

- ① **親事業者**は、自らの取引に起因して、**下請事業者**が労使協定の限度を超える時間外労働や**休日労働など**による長時間労働、**これらに伴う割増賃金の未払いなど**、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、**十分に配慮する必要がある。**
- ② **親事業者**は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更**など**を行う場合には、**下請事業者**が支払うこととなる残業代等の**増大コスト**を負担する**必要がある。**
- ③ 大企業・**親事業者**による働き方改革の**下請事業者**へのしわ寄せ**などの影響**も懸念される中、**親事業者**は、**下請事業者**の人員、業務量の状況を**可能な限り**把握することに**努め、以下に掲げる行為をはじめ、下請事業者**の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引**や要請は行わないよう留意する必要がある。**

[**親事業者**による**下請事業者**へのしわ寄せ**や**不利益となる事例]

- ・ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更
- ・ 無理な短納期発注に対する納期遅れを理由とした受領拒否又は減額
- ・ 委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減による検収体制の不備に起因した受領拒否又は支払遅延
- ・ 委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請
- ・ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応若しくは欠品対応に起因するリードタイムの短い発送又は適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ・ 納期又は工期の特定時期への過度な集中

(6) 自然災害等への対応に係る留意事項

① 自然災害等への備えに係る留意点

委託事業者及び中小受託事業者は、自然災害、サイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化等の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の策定、ひいては事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定及び事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

② 自然災害等が発生した場合に係る留意点

ア 中小受託事業者が留意する事項

- ・ 委託事業者及び中小受託事業者双方の責めに帰すことができない自然災害等により被害が生じた場合には、中小受託事業者は、その事実の発生後、速やかに委託事業者に通知するよう努めるものとする。

イ 委託事業者が留意する事項

- ・ 自然災害等による中小受託事業者の被害状況を確認しつつ、中小受託事業者取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意するものとする。
- ・ 自然災害等によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うよう努めるものとする。

- ・ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
- ・ 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ・ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- ・ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請
- ・ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ・ 納期や工期の過度な特定時期への集中

(7) 自然現象による災害等への対応に係る留意点

① 自然現象による災害等への備えに係る留意点

親事業者と下請事業者は、自然災害による災害等（以下「天災等」という。）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、連携して事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）を実施することが望ましい。

② 天災等が発生した場合に係る留意点

ア 下請事業者が留意する事項

- ・ 天災等、親事業者、下請事業者双方の責めに帰すことができないものにより、被害が生じた場合には、下請事業者は、その事実の発生後、速やかに親事業者に通知するよう努めること。

イ 親事業者が留意する事項

- ・ 天災等による下請事業者の被害状況を確認しつつ、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意すること。
- ・ 天災等によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

(7) 事業承継に向けた取組について

委託事業者は、中小受託事業者の事業承継の意向及び状況の把握に努めるものとし、サプライチェーン全体の機能維持のため、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促す等、中小受託事業者の事業承継に関し積極的な役割を果たすものとする。具体的には、中小受託事業者と対話した上で、その実態に応じ、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努めるものとする。(振興基準第6の3)

第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組

1. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必要

本ガイドラインは、各事業者が理解し、実践することにより、取引改善効果が生まれ、取引慣行の是正につながる。しかし、各種取引条件は発注側と受注側のパワーバランス上、主に発注側の意向を反映するケースが多いため、発注側が率先して本ガイドラインに留意した取引を行わなければ、法令を遵守した取引慣行へ是正されない傾向にある。すなわち、発注側が法令を遵守した取引ルールを受け入れなければ、受注側が取引改善に向けた努力をしたとしても、取引慣行の是正はなされないというケースが多い。

本ガイドラインの浸透には、発注側においてまず自ら進んで法令を遵守した取引ルールに改善する率先垂範の姿勢が特に必要である。

2. 受注側における適正取引推進ガイドラインの活用

受注側の立場では、まずは、本ガイドラインを読み込むことによって、どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか、法令を遵守した適正な取引のルールを十分に理解した上で、不適正な発注側からの要求に対しては毅然とした態度で臨むことが取引慣行の改善のための第一歩である。

例えば、為替変動の影響等に伴う原材料・エネルギーコストの上昇分の転嫁に応じてくれない取引先には、原価データ等の客観的な書面を準備し、継続的に話合いの場を持つように働きかけるといった取組が考えられる。

こうした取組を少しずつ着実に積み重ねていくことで、発注側の意識喚起を促し、取引改善への効果を生み出していくことが重要である。

(新設)

第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組

1. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必要

本ガイドラインは、各事業者が理解し、実践することにより、取引改善効果が生まれ、取引慣行の是正につながる。しかし、各種取引条件は発注側と受注側のパワーバランス上、主に発注側の意向を反映するケースが多いため、発注側が率先して本ガイドラインに留意した取引を行わなければ、法令を遵守した取引慣行へ是正されない傾向にある。すなわち、発注側が法令を遵守した取引ルールを受け入れなければ、受注側が取引改善に向けた努力をしたとしても、取引慣行の是正はなされないというケースが多い。

本ガイドラインの浸透には、発注側においてまず自ら進んで法令を遵守した取引ルールに改善する率先垂範の姿勢が特に必要である。

2. 受注側における適正取引推進ガイドラインの活用

受注側の立場では、まずは、本ガイドラインを読み込むことによって、どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか、法令を遵守した適正な取引のルールを十分に理解した上で、足元からの取組を実践していくことが、取引慣行の改善のための第一歩である。

例えば、為替変動の影響等に伴う原材料・エネルギーコストの上昇分の転嫁に応じてくれない取引先には、原価データ等の客観的な書面を準備し、継続的に何度か話合いの場を持つように働きかけるといった取組が考えられる。

こうした取組を少しずつ着実に積み重ねていくことで、発注側の意識喚起を促し、取引改善への効果を生み出していくことが重要である。

3. 活用パターン

本ガイドラインの一般的な活用パターンは下記のとおりである。

- (1) 本ガイドライン説明会への参加や本ガイドラインを読むことで、取引のルールを理解すること。
- (2) 本ガイドラインにおける「問題となり得る事例」と「関連法規の留意点」を参考に、自社における取引に問題がないか見直しを行うこと。
- (3) 本ガイドラインにおける「望ましい（求められる）取引慣行」を参考に、自社における取引の改善可能性、取引先と協力した取引の改善可能性について検討し、実施できるところから、着実に改善への取組を行う。
- (4) 「望ましい取引事例」を参考に、自社における事業特性と業務特性を踏まえ、実施可能な改善への取組を検討し、実践すること。
- (5) 法律の解釈について疑問があれば、**取適法に関しては、「取引かけこみ寺」、食料システム法に関しては、農林水産省の「食品等の適正取引に関する情報受付窓口」**へ相談すること（匿名でも相談できるため、疑問があれば積極的に活用することが**望まれる**）。
- (6) 取引先が十分な協議に応じてくれない場合や取引条件の改善に応じてくれない場合など、問題が解決されない場合には、**取適法に関しては、「取引かけこみ寺」、食料システム法に関しては、農林水産省の「食品等の適正取引に関する情報受付窓口」**を活用すること。
- (7) **取適法に関して、「取引かけこみ寺」**に相談したが、取引が改善されなかった場合は、農林水産省のほか中小企業庁や公正取引委員会に相談すること。

※ 〈取引かけこみ寺相談窓口〉フリーダイヤル：0120-418-618

〈農林水産省の「食品等の適正取引に関する情報受付窓口」〉

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>

【独占禁止法の優越的地位の濫用規制、**取適法**に関すること】

・公正取引委員会（事務総局取引部企業取引課）直通：03-3581-3375

【**振興法**、振興基準に関すること】

・中小企業庁（事業環境部取引課）直通：03-3501-1669

【**食料システム法**に関すること】

・農林水産省（大臣官房新事業・食品産業部企画グループ食料システム連

3. 活用パターン

本ガイドラインの一般的な活用パターンは下記のとおりである。

- (1) 本ガイドライン説明会への参加や本ガイドラインを読むことで、取引のルールを理解すること。
- (2) 本ガイドラインにおける「問題となり得る事例」と「関連法規の留意点」を参考に、自社における取引に問題がないか見直しを行うこと。
- (3) 本ガイドラインにおける「望ましい（求められる）取引慣行」を参考に、自社における取引の改善可能性、取引先と協力した取引の改善可能性について検討し、実施できるところから、着実に改善への取組を行う。
- (4) 「望ましい取引事例」を参考に、自社における事業特性と業務特性を踏まえ、実施可能な改善への取組を検討し、実践すること。
- (5) 法律の解釈について疑問があれば、「**下請かけこみ寺**」へ相談すること（匿名でも相談できるため、疑問があれば積極的に活用することが**望まれる**）。
- (6) 取引先が十分な協議に応じてくれない場合や取引条件の改善に応じてくれない場合など、問題が解決されない場合には、「**下請かけこみ寺**」を活用すること。
- (7) 「**下請かけこみ寺**」に相談したが、取引が改善されなかった場合は、農林水産省のほか中小企業庁や公正取引委員会に相談すること。

※ 〈**下請かけこみ寺**相談窓口〉フリーダイヤル：0120-418-618

(新設)

【独占禁止法の優越的地位の濫用規制、**下請法**に関すること】

・公正取引委員会（事務総局取引部企業取引課）直通：03-3581-3375

【**下請中小企業振興法**、振興基準に関すること】

・中小企業庁（事業環境部取引課）直通：03-3501-1669

(新設)

携推進室)

直通：03-3502-5742

【本ガイドラインに関すること】

- ・農林水産省（大臣官房新事業・食品産業部企画グループ食料システム連携推進室）
（畜産局牛乳乳製品課）

直通：03-3502-5742

直通：03-6744-2128

【本適正取引推進ガイドラインに関すること】

- ・農林水産省（大臣官房新事業・食品産業部企画グループ）

直通：03-6744-2065

（畜産局牛乳乳製品課）

直通：03-6744-2128

参考資料

（１）取引かけこみ寺事業について

平成20年度以降、中小企業庁の委託事業（委託先：（公財）全国中小企業振興機関協会）として、「取引かけこみ寺」が47都道府県に設置され、中小企業者の取引上のトラブルの相談業務、紛争を調停等で解決する裁判外紛争解決手続（ADR業務）、及びガイドラインの普及啓発業務を実施しています。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

（２）取適法上の委託事業者の義務・禁止行為

取適法の適用対象となる取引では、発注事業者（委託事業者）に次の４つの義務及び11項目の禁止事項が定められています。

【委託事業者の義務事項】

取適法の適用対象となる取引では、委託事業者に次の４つの義務が課せられている。

① 発注内容等を明示する義務（第４条）

口頭発注によるトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注に関する具体的記載事項を全て記載した書面又は電子メール等の電磁的方法により明示する義務がある。

ただし、試作品の製造、修理委託等、事前に製造委託等代金が算定できない場合等は、製造委託等代金の算定方法を正式単価の代わりに記載することが認められている。この他にも正当な理由があつて、明示できない項目がある場合は、内容が決まり次第、当該項目を明示することが認められている。

参考資料

（１）下請かけこみ寺事業について

平成20年度以降、中小企業庁の委託事業（委託先：（公財）全国中小企業取引振興機関協会）として、「下請かけこみ寺」が47都道府県に設置され、中小企業者の取引上のトラブルの相談業務、紛争を調停等で解決する裁判外紛争解決手続（ADR業務）、及びガイドラインの普及啓発業務を実施しています。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

（２）下請代金支払遅延等防止法上の親事業者の義務・禁止行為

下請法の適用対象となる取引では、発注事業者（親事業者）に次の４つの義務及び11項目の禁止事項が定められています。

【親事業者の義務事項】

下請法の適用対象となる取引では、親事業者に次の４つの義務が課せられている。

① 書面の交付義務（第３条）

口頭発注によるトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注に関する具体的記載事項を全て記載した書面を交付する義務がある。

ただし、試作品の製造、修理委託等、事前に下請代金が算定できない場合等は、下請代金の算定方法を正式単価の代わりに記載することが認められている。この他にも正当な理由があつて、発注書面に記載できない項目がある場合は、内容が決まり次第、補充書面を交付して通知することが認められている。

② 支払期日を定める義務（第3条）

不当な支払期日の変更、支払遅延により、**中小受託事業者**の経営が不安定になることを防止するため、**委託事業者**は**中小受託事業者**と合意の上で、**製造委託等代金**の支払期日を事前に定めることが義務付けられている。この場合、支払期日は納入された物品の受領後60日以内で、かつ、できる限り短い期間になるように定めなければならない。

③ 書類等の作成・保存義務（第7条）

製造委託を始めとする**取適法の適用対象となる取引**が完了した場合、**委託事業者**は給付内容、**製造委託等代金**の金額等、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられている。**委託事業者**の違反行為に対する注意を喚起するとともに、迅速、正確な調査や検査に資することを目的としている。

④ 遅延利息の支払義務（第6条）

委託事業者が、支払期日までに**製造委託等代金**を支払わなかった場合、**中小受託事業者**に対して遅延利息を支払う義務がある。遅延利息は、納品日から60日を経過した日から実際に支払が行われるまでの期間、未払金額に年率14.6%を乗じた金額となっている。

【委託事業者の禁止事項】

取適法の適用対象となる取引において、**委託事業者**には次の11項目の禁止事項が定められている。

① 受領拒否（第5条第1項第1号）

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること。発注の取消、納期の延期等で納品物を受け取らない場合も、受領拒否にあたる。

② 製造委託等代金の支払遅延（第5条第1項第2号）

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに**製造委託等代金**を支払わないこと。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、納品後60日以内に支払わなければ支払遅延となる。

なお、手形を交付することや、電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに製造委託等代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるも

② 支払期日を定める義務（第2条の2）

不当な支払期日の変更、支払遅延により、**下請事業者**の経営が不安定になることを防止するため、**親事業者**は**下請事業者**と合意の上で、**下請代金**の支払期日を事前に定めることが義務付けられている。この場合、支払期日は納入された物品の受領後60日以内で、かつ、できる限り短い期間になるように定めなければならない。

③ 書類の作成・保存義務（第5条）

製造委託を始めとする**下請取引**が完了した場合、**親事業者**は給付内容、**下請代金**の金額等、取引に関する記録を書類として作成し、2年間保存することが義務付けられている。**親事業者**の違反行為に対する注意を喚起するとともに、迅速、正確な調査や検査に資することを目的としている。

④ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

親事業者が、支払期日までに**下請代金**を支払わなかった場合、**下請事業者**に対して遅延利息を支払う義務がある。遅延利息は、納品日から60日を経過した日から実際に支払が行われるまでの期間、未払金額に年率14.6%を乗じた金額となっている。

【親事業者の禁止事項】

下請法の適用対象となる取引において、**親事業者**には次の11項目の禁止事項が定められている。

① 受領拒否（第4条第1項第1号）

下請事業者に**責任**がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること。発注の取消、納期の延期等で納品物を受け取らない場合も、受領拒否にあたる。

② 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに**下請代金**を支払わないこと。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、納品後60日以内に支払わなければ支払遅延となる。

のを使用することも、支払遅延に該当し、禁止される。

③ 製造委託等代金の減額（第5条第1項第3号）

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額すること。協賛金の徴収、原材料価格の下落等、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されている。

④ 返品（第5条第1項第4号）

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること。不良品等があった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められる。

なお、委託事業者が受入検査を省略する場合等には返品することは認められない。

⑤ 買いたたき（第5条第1項第5号）

発注する物品等に通常支払われる対価に比べ、著しく低い製造委託等代金を不当に定めること。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等について実際に行われている取引の価格をいう。

⑥ 購入・利用強制（第5条第1項第6号）

中小受託事業者が発注する物品の品質を維持する等、正当な理由がないのに、委託事業者が指定する物（製品、原材料等）、役務（保険、リース等）を強制して購入、利用させること。

⑦ 報復措置（第5条第1項第7号）

委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止等、不利益な扱いをすること。

⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済（第5条第2項第1号）

委託事業者が有償支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせること。

（削る）

③ 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

下請事業者に責任がないのに、発注時に決定した下請代金を発注後に減額すること。協賛金の徴収、原材料価格の下落等、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されている。

④ 返品（第4条第1項第4号）

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること。不良品等があった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められる。

なお、親事業者が受入検査を省略する場合等には返品することは認められない。

⑤ 買いたたき（第4条第1項第5号）

発注する物品等に通常支払われる対価に比べ、著しく低い下請代金を不当に定めること。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等について実際に行われている取引の価格をいう。

⑥ 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

下請事業者が発注する物品の品質を維持する等、正当な理由がないのに、親事業者が指定する物（製品、原材料等）、役務（保険、リース等）を強制して購入、利用させること。

⑦ 報復措置（第4条第1項第7号）

親事業者の違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止等、不利益な扱いをすること。

⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

親事業者が有償支給する原材料等で、下請事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の下請代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせること。

⑨ 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

⑨ 不当な経済上の利益の提供要請（第5条第2項第2号）

委託事業者が自己のために、中小受託事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること。製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金の提供、従業員の派遣要請等が該当する。

⑩ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（第5条第2項第3号）

発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせたりする場合に、中小受託事業者が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないこと。

⑪ 協議に応じない一方的な代金決定（第5条第2項第4号）

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委託等代金を決定すること。

（3）取適法運用基準について

令和8年1月1日からの取適法の施行に合わせて、取適法運用基準が改正され、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引くことは、製造委託等代金の減額（取適法第5条第1項第3号）に該当し禁止される運用変更がされました。

（4）「振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」

令和8年1月1日からの取適法及び振興法の施行に合わせて、振興法に基づく

下請代金を手形で支払う際、銀行や信用金庫等、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形（長期の手形（繊維業は90日超、その他は120日超））を交付すること。

⑩ 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

親事業者が自己のために、下請事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること。下請代金の支払とは独立して行われる、協賛金の提供、従業員の派遣要請等が該当する。

⑪ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（第4条第2項第4号）

発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合に、下請事業者が作業に当たって負担する費用を親事業者が負担しないこと。

（新設）

（3）「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について

令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたところ、令和4年1月26日、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を改正しました。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

（4）「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」、「下請代金の支払手段について」

経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していく

振興基準が改正され、手形払いの禁止や協議に応じない一方的な代金決定の禁止などの取適法に伴う見直しのほか、前文において、委託事業者と中小受託事業者の双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係を構築すべき旨、また、委託事業者は、直接の取引先のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組が望まれる旨が追加されました。

(5)「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」

中小受託事業者と委託事業者の間の望ましい企業間取引を推進するため、業種ごとにガイドラインを策定しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>

(6) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」

① 大規模小売業告示について

大規模小売業告示は、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為を効果的に規制するために指定された、独占禁止法上の告示です。

また、公正取引委員会は、大規模小売業告示の運用の透明性を確保し、事業者の予測可能性を高めるため、『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法』の運用基準』を定めています。

② 大規模小売業者の定義

一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 前事業年度の売上高が100億円以上の者

イ 次のいずれかの店舗を有する者

- ・ 東京都特別区及び政令指定都市においては店舗面積が3,000㎡以上の店舗
- ・ その他の市町村においては店舗面積が1,500㎡以上の店舗

◇コンビニエンスストア等の特定連鎖化事業を営む本部を含む。

ことが重要との観点から、下請代金の支払手段についての通達の見直しと、同内容の下請中小企業振興法に基づく振興基準への反映を行っています。

① 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki_jyun.htm

② 「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日 20210322中庁第2号 公取企第25号 中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shiharaisyudan.htm>

(5)「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(概要及びベストプラクティス)

下請事業者と親事業者の間の望ましい企業間取引を推進するため、業種ごとに下請ガイドラインを策定していますが、各下請ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項としてベストプラクティス集を作成しています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2014/140619shitauke.pdf>

(6) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」

① 大規模小売業告示について

大規模小売業告示は、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為を効果的に規制するために指定された、独占禁止法上の告示です。

また、公正取引委員会は、大規模小売業告示の運用の透明性を確保し、事業者の予測可能性を高めるため、『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法』の運用基準』を定めています。

② 大規模小売業者の定義

一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 前事業年度の売上高が100億円以上の者

イ 次のいずれかの店舗を有する者

- ・ 東京都特別区及び政令指定都市においては店舗面積が3,000㎡以上の店舗
- ・ その他の市町村においては店舗面積が1,500㎡以上の店舗

◇コンビニエンスストア等の特定連鎖化事業を営む本部を含む。

③ 納入業者の定義

大規模小売業者が販売（委託販売を含む。）する商品を納入する業者

- ・ 取引上の地位が大規模小売業者に対して劣っていないと認められる者を除きます。当該大規模小売業者の優越性の判断に当たっては、（ア）当該大規模小売業者に対する取引依存度、（イ）当該大規模小売業者の市場における地位、（ウ）納入業者にとっての取引先変更可能性、（エ）その他当該大規模小売業者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮します。
- ・ 納入業者には、大規模小売業者と実質的に取引関係が認められる事業者を含みます。

④ 大規模小売業者の禁止行為

ア 不当な返品（告示第1項）

大規模小売業者が、納入業者から購入した商品の全部又は一部を返品すること。

イ 不当な値引き（告示第2項）

大規模小売業者が、納入業者から商品を購入した後に、当該商品の納入価格の値引きをさせること。

ウ 不当な委託販売取引（告示第3項）

大規模小売業者が、正常な商慣習に照らして納入業者に著しく不利益となるような条件で委託販売取引をさせること。

エ 特売商品等の買ったたき（告示第4項）

大規模小売業者が、セール等を行うために購入する商品について、通常の納入価格に比べて著しく低い価格を定めて納入させること。

オ 特別注文品の受領拒否（告示第5項）

大規模小売業者が、**P B 商品**など特別な規格等を指定した上で、納入業者に商品を納入させることを契約した後において、当該商品の受領を拒むこと。

カ 押し付け販売等（告示第6項）

大規模小売業者が、納入業者が購入等を希望しないにもかかわらず、自己の指定する商品を購入させ、又は役務を利用させること。

キ 納入業者の従業員等の不当使用等（告示第7項）

大規模小売業者が、自己等の業務に従事させるために納入業者に従業員等を派遣させて使用すること、又は自己等が雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させること。

③ 納入業者の定義

大規模小売業者が販売（委託販売を含む。）する商品を納入する業者

- ・ 取引上の地位が大規模小売業者に対して劣っていないと認められる者を除きます。当該大規模小売業者の優越性の判断に当たっては、（ア）当該大規模小売業者に対する取引依存度、（イ）当該大規模小売業者の市場における地位、（ウ）納入業者にとっての取引先変更可能性、（エ）その他当該大規模小売業者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮します。
- ・ 納入業者には、大規模小売業者と実質的に取引関係が認められる事業者を含みます。

④ 大規模小売業者の禁止行為

ア 不当な返品（告示第1項）

大規模小売業者が、納入業者から購入した商品の全部又は一部を返品すること。

イ 不当な値引き（告示第2項）

大規模小売業者が、納入業者から商品を購入した後に、当該商品の納入価格の値引きをさせること。

ウ 不当な委託販売取引（告示第3項）

大規模小売業者が、正常な商慣習に照らして納入業者に著しく不利益となるような条件で委託販売取引をさせること。

エ 特売商品等の買ったたき（告示第4項）

大規模小売業者が、セール等を行うために購入する商品について、通常の納入価格に比べて著しく低い価格を定めて納入させること。

オ 特別注文品の受領拒否（告示第5項）

大規模小売業者が、**プライベート・ブランド商品**など特別な規格等を指定した上で、納入業者に商品を納入させることを契約した後において、当該商品の受領を拒むこと。

カ 押し付け販売等（告示第6項）

大規模小売業者が、納入業者が購入等を希望しないにもかかわらず、自己の指定する商品を購入させ、又は役務を利用させること。

キ 納入業者の従業員等の不当使用等（告示第7項）

大規模小売業者が、自己等の業務に従事させるために納入業者に従業員等を派遣させて使用すること、又は自己等が雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させること。

ク 不当な経済上の利益の收受等（告示第8項）

大規模小売業者が、納入業者に、本来当該納入業者が提供する必要のない金銭等を提供させること又は納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ケ 要求拒否の場合の不利益な取扱い（告示第9項）

大規模小売業者が、納入業者がアからクの要求に応じないことを理由として、代金の支払遅延、取引の停止その他不利益な取扱いをすること。

コ 公正取引委員会への報告に対する不利益な扱い（告示第10項）

大規模小売業者が、納入業者が公正取引委員会に対し、アからケの事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、代金の支払遅延、取引の停止その他不利益な取扱いをすること。

（7）独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における特定的不公正な取引方法」ガイドブック

公正取引委員会は、大規模小売業告示に基づく規制対象となる取引、また大規模小売業者の禁止行為について、具体的な事例とともに整理したガイドブックを策定しています。

http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/daikibopamph.pdf

（8）努力義務・判断基準ガイドブック（食料システム法関係）

農林水産省は、食料システム法により措置されている努力義務及び判断基準に関し、具体的な事例等をわかりやすく整理した「努力義務・判断基準ガイドブック」を作成しています。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>

ク 不当な経済上の利益の收受等（告示第8項）

大規模小売業者が、納入業者に、本来当該納入業者が提供する必要のない金銭等を提供させること又は納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ケ 要求拒否の場合の不利益な取扱い（告示第9項）

大規模小売業者が、納入業者がアからクの要求に応じないことを理由として、代金の支払遅延、取引の停止その他不利益な取扱いをすること。

コ 公正取引委員会への報告に対する不利益な扱い（告示第10項）

大規模小売業者が、納入業者が公正取引委員会に対し、アからケの事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、代金の支払遅延、取引の停止その他不利益な取扱いをすること。

（7）独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における特定的不公正な取引方法」ガイドブック

公正取引委員会は、大規模小売業告示に基づく規制対象となる取引、また大規模小売業者の禁止行為について、具体的な事例とともに整理したガイドブックを策定しています。

http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/daikibopamph.pdf

（新設）